



青森県基本計画

「選ばれる青森」
への挑戦

支え合い、共に生きる

児 童 相 談

2020

(平成31年度(令和元年度)実績)

青 森 県

東青地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
中南地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
三八地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
西北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室
上北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室
下北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室

はじめに

児童相談所の業務につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、児童相談所に寄せられる相談は、児童の置かれる環境の変化とともに多様化、複雑化してきております。とりわけ児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、本県の平成31年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数は1,620件と過去最多となりました。

国では、令和元年に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」を公布し、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等について規定されました。

本県では、「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」を策定し、市町村と児童相談所がそれぞれ役割を果たし、関係機関等と適切に連携することで、地域の子どもたちが確実に守られるよう取り組んできたところです。

今回の法改正等に適切に対応し、さらなる連携の強化に取り組んでいきたいと考えていますので、今後とも、皆様には一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

このたび、平成31年度（令和元年度）における県内の児童相談所の業務概要を取りまとめましたので、御高覧いただき、児童相談所業務への一層の御理解、御協力をいただければ幸いです。

令和2年10月

東青地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室
青森県中央児童相談所長 藤井 始

中南地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室
青森県弘前児童相談所長 長内 公夫

三八地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室
青森県八戸児童相談所長 澤田 美子

西北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室
青森県五所川原児童相談所長 逆瀬川 和弘

上北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室
青森県七戸児童相談所長 中野渡 正彦

下北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室
青森県むつ児童相談所長 久保 俊哉

目 次

第1 児童相談所の概要

1 青森県の状況	1
2 管轄区域図	2
3 管内面積・人口（児童人口）	3
4 児童相談所の名称及び所在地	4
5 組 織	5
6 沿 革	8

第2 児童相談所の業務

1 相 談 業 務	9
(1) 相談の種類と主な内容	9
(2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開	10
(3) 相談の状況	11
ア 養 護 相 談	14
イ 障 害 相 談	22
ウ 非 行 相 談	23
エ 育 成 相 談	24
2 判 定 業 務	25
3 一 時 保 護 業 務	28
(1) 県内児童相談所の一時保護の状況	28
(2) 中央児童相談所の一時保護所（集中管理）の状況	30
(3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況	33

第3 児童相談所の事業等

1 子 ども 虐 待 防 止 対 策	36
(1) 被虐待児フォローアップ事業	36
(2) 子ども虐待ホットライン事業	37
(3) 児童相談所法律相談実施事業	38
(4) カウンセリング強化事業	39
(5) 虐待予防、早期発見のための研修会	39
2 市 町 村 支 援	40
(1) 市町村子ども家庭相談支援	40
(2) 要保護児童対策地域協議会支援	40

3	里親支援	41
(1)	里親制度普及啓発講演会.....	41
(2)	養育里親研修・養子縁組里親研修	41
4	関係機関との連携状況.....	42
(1)	各種研修会への講師等の派遣.....	42
(2)	実習生、見学者の受け入れ.....	44

第1 児童相談所の概要

1 青森県の状況

青森県は本州の北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と、南は岩手県、秋田県に接している。

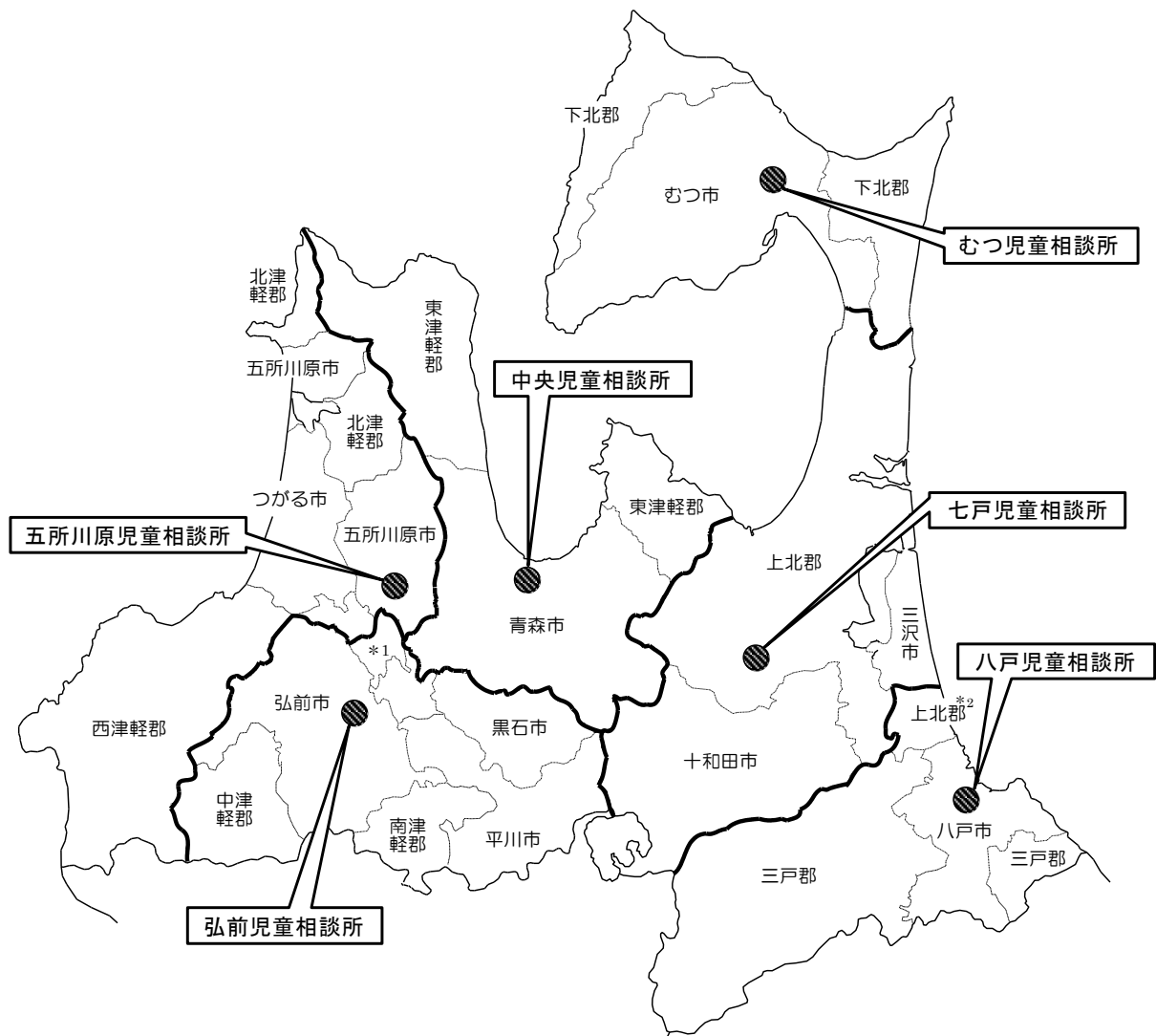
地形的には、三方を海に囲まれ、中央に奥羽山脈が走り、県土を日本海側と太平洋側とに分けている。世界遺産の白神山地に広がるブナの原生林、山地の裾野を彩るりんご畑、変化に富む海岸線の風景は、人々の心に安らぎを与える自然環境を形成している。

本県は10市、22町、8村から成り、面積9,646km²、人口は1,246,291人、児童人口(18歳未満)は166,659人となっている。(R1.10.1 青森県推計人口)

なお、青森県では平成18年3月1日にかけて、延べ44の市町村が関係する計17件の市町村合併が行われ、その経過については次のとおりである。

名 称	合 併 日	関 係 市 町 村
上北郡おいらせ町	H18.3.1	上北郡百石町、上北郡下田町
弘前市	H18.2.27	弘前市、中津軽郡岩木町、中津軽郡相馬村
平川市	H18.1.1	南津軽郡平賀町、南津軽郡尾上町、南津軽郡碓ヶ関村
三戸郡南部町	H18.1.1	三戸郡名川町、三戸郡南部町、三戸郡福地村
青森市	H17.4.1	青森市、南津軽郡浪岡町
上北郡東北町	H17.3.31	上北郡上北町、上北郡東北町
上北郡七戸町	H17.3.31	上北郡七戸町、上北郡天間林村
西津軽郡深浦町	H17.3.31	西津軽郡深浦町、西津軽郡岩崎村
八戸市	H17.3.31	八戸市、三戸郡南郷村
北津軽郡中泊町	H17.3.28	北津軽郡中里町、北津軽郡小泊村
南津軽郡藤崎町	H17.3.28	南津軽郡藤崎町、南津軽郡常盤村
東津軽郡外ヶ浜町	H17.3.28	東津軽郡蟹田町、東津軽郡平舘村、東津軽郡三厩村
五所川原市	H17.3.28	五所川原市、北津軽郡金木町、北津軽郡市浦村
むつ市	H17.3.14	むつ市、下北郡川内町、下北郡大畑町、下北郡脇野沢村
つがる市	H17.2.11	西津軽郡木造町、西津軽郡森田村、西津軽郡柏村 西津軽郡稲垣村、西津軽郡車力村
十和田市	H17.1.1	十和田市、上北郡十和田湖町
三戸郡五戸町	H16.7.1	三戸郡五戸町、三戸郡倉石村

2 管轄区域図 (令和2年4月1日現在)



※ 北津軽郡のうち、板柳町*1は弘前児童相談所管内
上北郡のうち、おいらせ町*2は八戸児童相談所管内

3 管内面積・人口（児童人口）

相談所名	管轄区域	面積(km ²)	人口(人) 〔R2.4.1〕 推計人口〕	R1.10.1 推計人口		
				人口(人)	児童人口(人)	比率(%)
中央	青森市	824.62	273,083	275,786	36,676	13.3
	東津軽郡	653.50	20,483	20,866	2,139	10.3
	計	1,478.12	293,566	296,652	38,815	13.1
弘前	弘前市	524.20	168,739	170,556	22,305	13.1
	黒石市	217.05	31,983	32,284	4,228	13.1
	平川市	346.01	30,527	30,775	4,176	13.6
	中津軽郡	246.02	1,328	1,360	177	13.0
	南津軽郡	223.06	30,626	30,957	4,098	13.2
	北津軽郡 (板柳町)	41.88	12,836	13,018	1,633	12.5
	計	1,598.22	276,039	278,950	36,617	13.1
八戸	八戸市	305.56	221,639	223,338	31,918	14.3
	上北郡 (おいらせ町)	71.96	24,227	24,311	4,183	17.2
	三戸郡	969.32	62,114	62,854	7,450	11.9
	計	1,346.84	307,980	310,503	43,551	14.0
五所川原	五所川原市	404.20	51,126	51,744	6,557	12.7
	つがる市	253.55	30,554	30,935	3,792	12.3
	西津軽郡	831.98	16,225	16,581	1,610	9.7
	北津軽郡 (板柳町を除く)	262.77	22,308	22,652	2,706	11.9
	計	1,752.50	120,213	121,912	14,665	12.0
七戸	十和田市	725.65	60,563	61,024	8,284	13.6
	三沢市	119.87	38,236	38,926	6,251	16.1
	上北郡 (おいらせ町を除く)	1,208.36	68,343	69,186	9,064	13.1
	計	2,053.88	167,142	169,136	23,599	14.0
むつ	むつ市	864.12	53,587	54,570	7,570	13.9
	下北郡	551.96	14,117	14,416	1,778	12.3
	計	1,416.08	67,704	68,986	9,348	13.6
合計		9,645.64	1,232,644	1,246,291	166,659	13.4

(注1) 総面積は令和元年10月1日現在の全国都道府県市町村別面積調(国土交通省国土地理院)

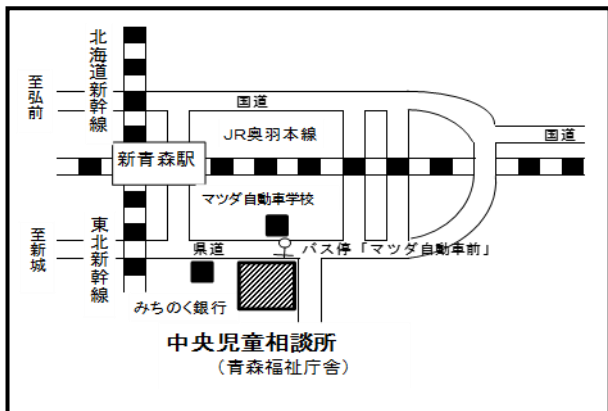
(注2) 人口は令和元年10月1日現在及び令和2年4月1日現在の推計人口(青森県統計分析課)

(注3) 県の人口には、県内市町村間移動者数を含んでいないため、各市町村の推計人口の総計とは一致しない。

4 児童相談所の名称及び所在地

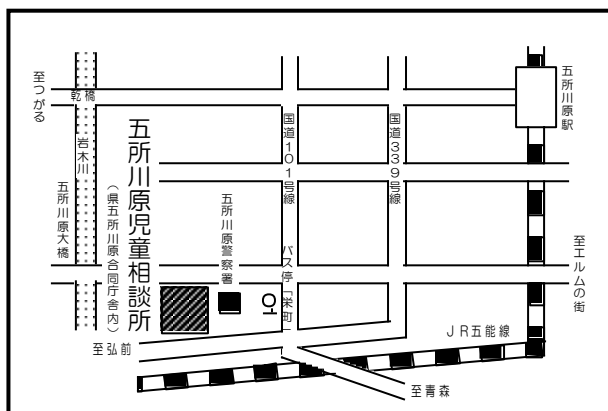
中央児童相談所

〒038-0003 青森市石江字江渡 5-1
 TEL (017) 781-9744
 FAX (017) 781-4175



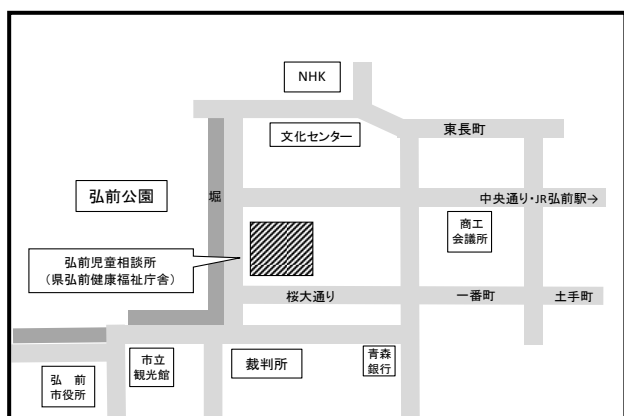
五所川原児童相談所

〒037-0046 五所川原市栄町 10
 TEL (0173) 38-1555
 FAX (0173) 38-4637



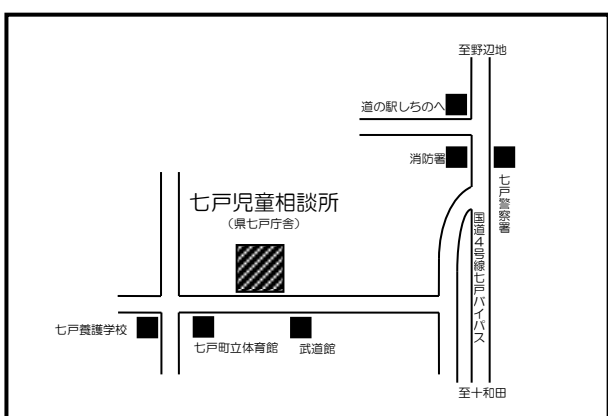
弘前児童相談所

〒036-8356 弘前市大字下白銀町 14-2
 TEL (0172) 36-7474
 FAX (0172) 36-8726



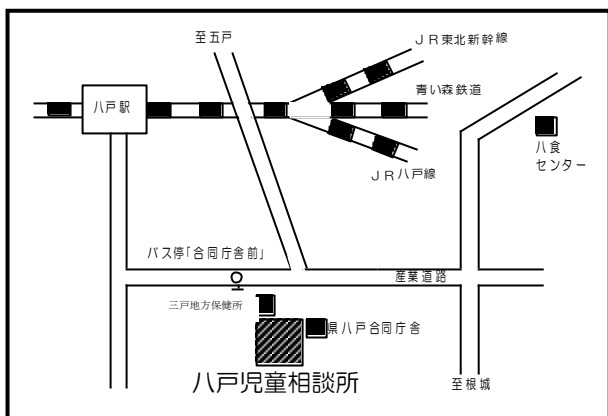
七戸児童相談所

〒039-2594 七戸町字蛇坂 55-1
 TEL (0176) 60-8086
 FAX (0176) 60-8087



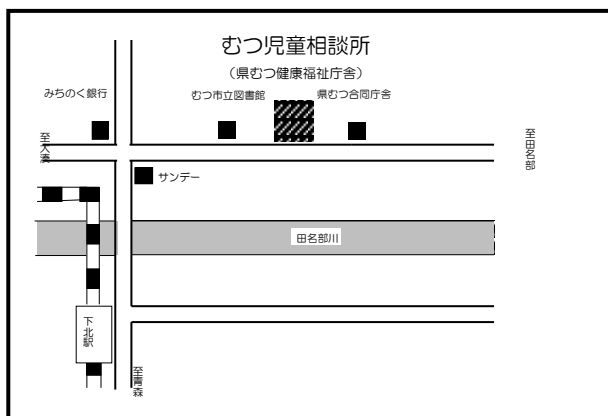
八戸児童相談所

〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田 7
 TEL (0178) 27-2271
 FAX (0178) 27-2627



むつ児童相談所

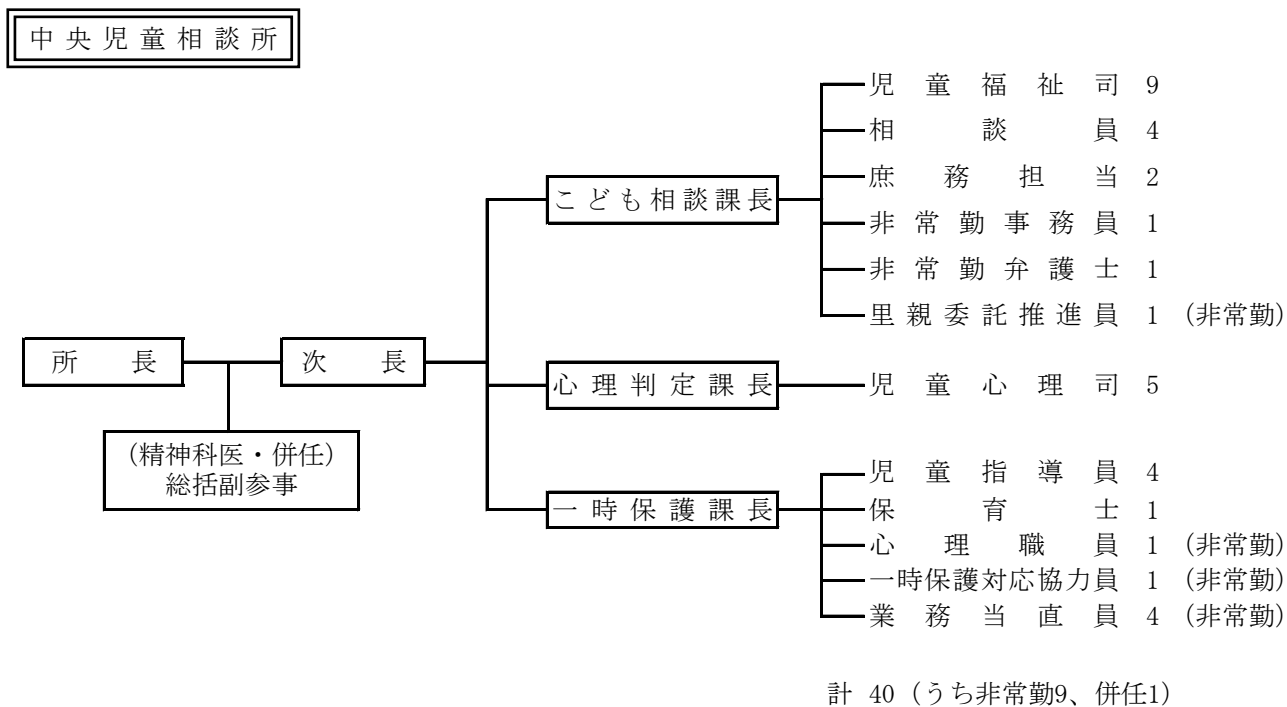
〒035-0073 むつ市中央1丁目 3-33
 TEL (0175) 23-5975
 FAX (0175) 23-5982



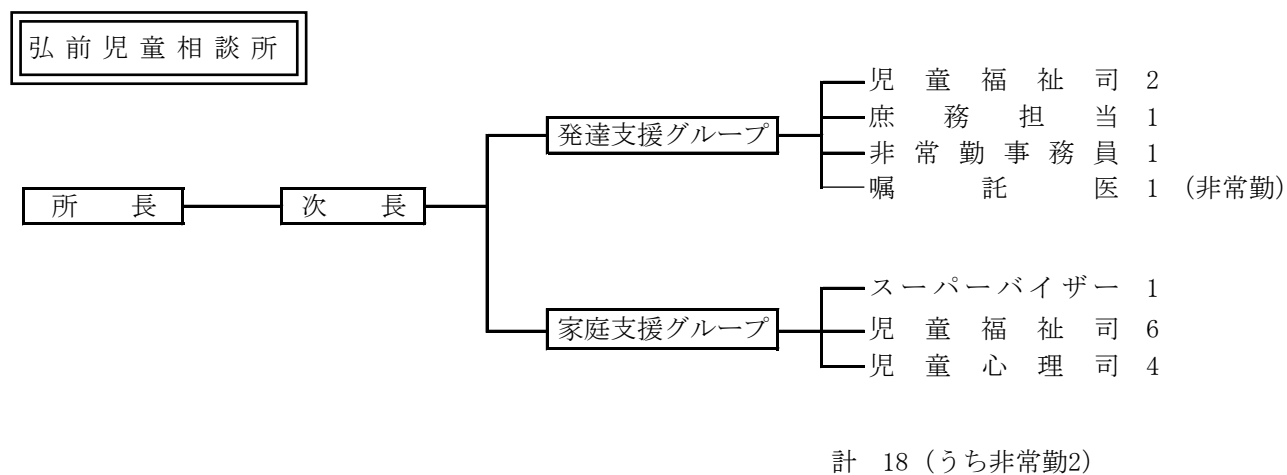
5 組 織

R2.4.1現在

【東青地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

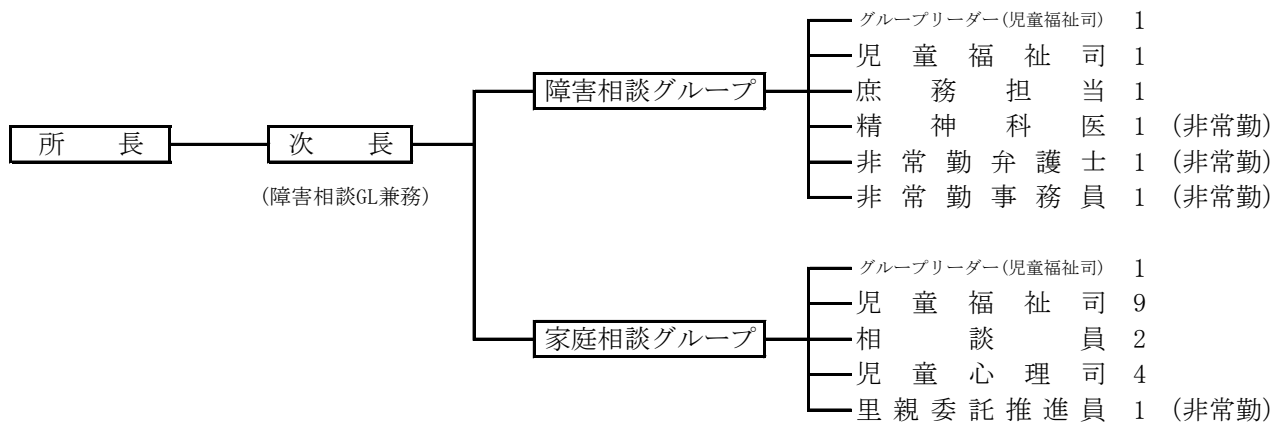


【中南地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】



【三八地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

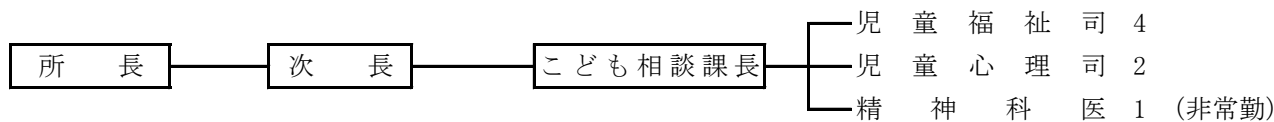
八戸児童相談所



計 24 (うち非常勤 4)

【西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

五所川原児童相談所



計 10 (うち非常勤 1)

【上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

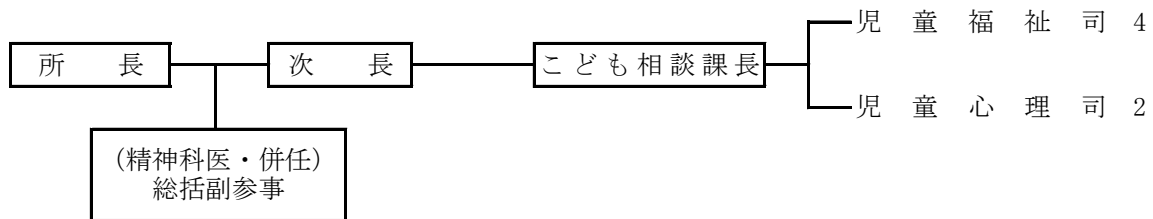
七戸児童相談所



計 12 (うち非常勤 1)

【下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

むつ児童相談所



計 10 (うち併任1)

6 沿 革

年 度	項 目
昭和 23	(昭和22.12 児童福祉法公布、昭和23.1 児童福祉法施行、昭和23.4 児童福祉法全面施行) 4月 中央児童相談所を本庁児童課内に、一時保護所を青森学園（教護院、当時青森市石江）におく。 6月 弘前児童相談所を中南地方事務所内に設置。
24	3月 中央児童相談所新築移転（青森市新町）。 8月 中央児童相談所八戸出張所設置（八戸市玄中寺下）。
26	5月 中央児童相談所八戸出張所を八戸児童相談所に昇格。
27	児童福祉法第27条第1項の知事の措置権を児童相談所長に委任。
29	4月 中央児童相談所移転（青森市寺町）。
34	中央、弘前、八戸児童相談所が次長制となる。
35	12月 中央児童相談所新築移転（青森市松森）。
44	弘前、八戸児童相談所は次長制廃止。一時保護の集中管理実施。
47	中央児童相談所は次長制を廃止し、総務係、業務係の二係制となる。
55	中央児童相談所は庶務課、業務課、一時保護課の三課制となる。
平成 元	青森福祉庁舎建設工事着工される。
3	10月 中央児童相談所新築移転（青森市石江－青森福祉庁舎内）。
5	中央児童相談所が次長制（兼務）となる。
9	4月 中央児童相談所むつ支所が県むつ合同庁舎内に開設される。
10	4月 県内各児童相談所庶務課の名称を総務課に改称。
12	4月 弘前児童相談所五所川原支所が県五所川原合同庁舎内に、八戸児童相談所七戸支所が県七戸庁舎内に開設される。 中央児童相談所は総務課、業務課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
14	4月 保健所、地方福祉事務所、児童相談所が県内6圏域ごとに「地方健康福祉子どもセンター」として組織改編となり、児童相談所については、各センター子ども相談部として、各支所が、むつ児童相談所、五所川原児童相談所、七戸児童相談所に格上げとなる。 各児童相談所の総務課及び業務課を廃止し、「子ども相談第一課」及び「子ども相談第二課」を新設。中央児童相談所は、子ども相談第一課、子ども相談第二課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
16	4月 中央児童相談所は次長制廃止。
18	4月 弘前、八戸、むつの3地域は、「地方健康福祉子どもセンター 子ども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 子ども相談総室」として組織改編となる。 中央児童相談所に精神科医（常勤）が配置される。
19	4月 青森、五所川原、七戸の3地域は、「地方健康福祉子どもセンター 子ども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 子ども相談総室」として組織改編される。 各児童相談所が、「子ども相談第一課」及び「子ども相談第二課」を廃止して所長の下に次長制をしき、中央児童相談所は、「子ども相談課」を新設。
20	4月 五所川原、七戸、むつの3地域は、「福祉総室」と「子ども相談総室」とを統合し、「地域県民局 地域健康福祉部福祉子ども総室」として組織改編される。
21	4月 中央児童相談所の精神科医（常勤）が廃止され、つくしが丘病院の精神科医が中央児童相談所兼務となる。
23	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を新設。
24	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を廃止。
27	3月 弘前児童相談所新築移転（弘前市下白銀町－県弘前健康福祉庁舎内）
28	4月 むつ児童相談所移転（むつ市中央1丁目3-33 県むつ健康福祉庁舎内）

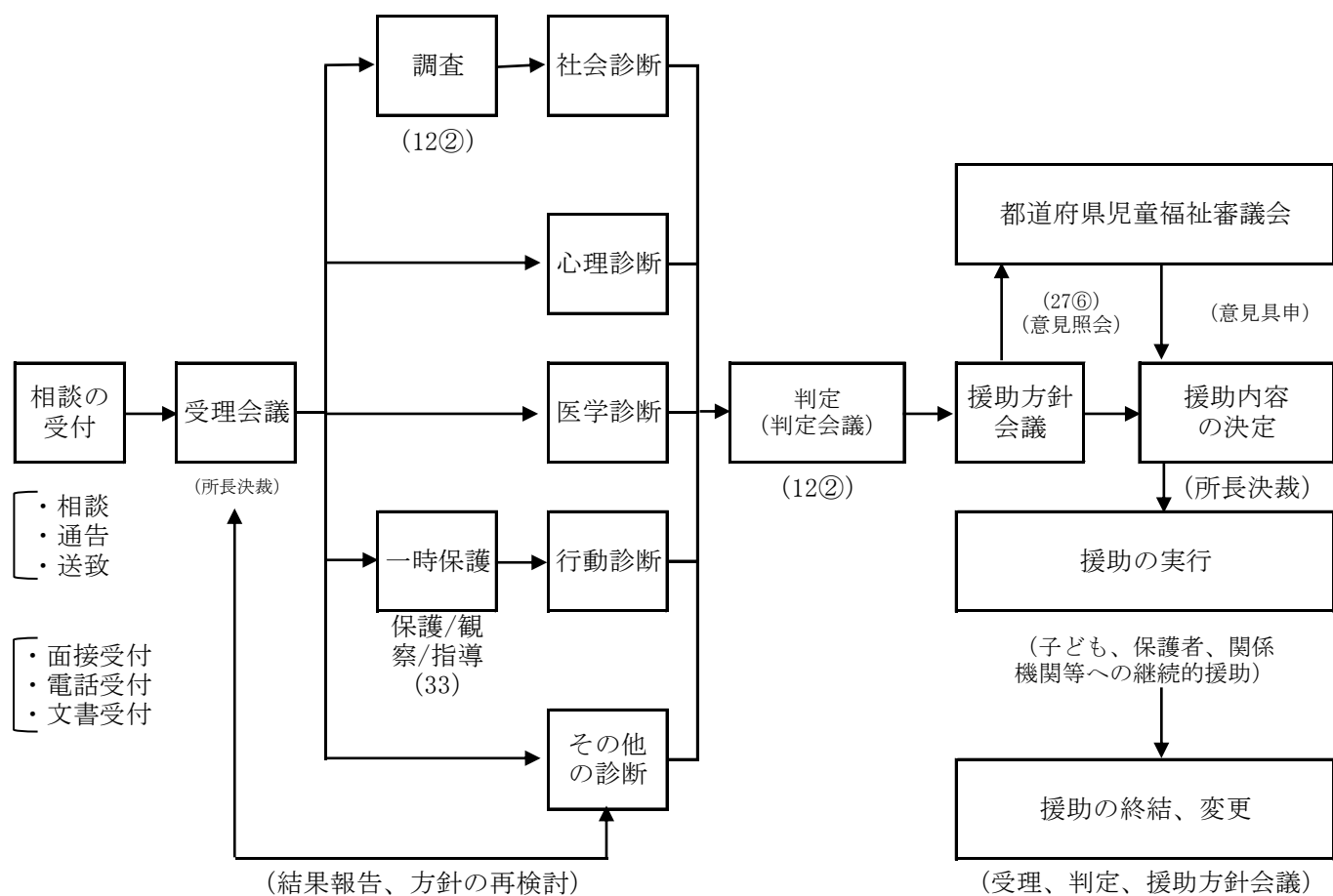
第2 児童相談所の業務

1 相 談 業 務

(1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養 護 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言 語 発 達 障 害 等 相 談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	重 症 心 身 障 害 相 談	重症心身障害児に関する相談。
	知 的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談。
	発 達 障 害 相 談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
そ の 他 の 相 談	上記のいずれにも該当しない相談。	

(2) 児童相談所における相談援助活動の体系・展開



※

援 助	
1 在宅指導等	2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
(1) 措置によらない指導 (12②)	指定発達支援医療機関委託 (27②)
ア 助言指導	3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
イ 継続指導	4 児童自立生活援助の実施 (33の6①)
ウ 他機関あつせん	5 市町村への事案送致 (26①Ⅲ)
(2) 措置による指導	福祉事務所送致、通知 (26①Ⅲ、63の4、63の5)
ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	都道府県知事、市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ)
イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
ウ 市町村指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	7 家庭裁判所への家事審判の申立て
エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ア 施設入所の承認 (28①②)
オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	イ 特別養子縁組適格の確認の請求 (33の6の2①)
カ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	ウ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
キ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)	エ 後見人選任の請求 (33の8)
(3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)	オ 後見人解任の請求 (33の9)

(数字は児童福祉法の該当条項等)

(3) 相談の状況

①相談種類別受付状況

平成31年度に県内の児童相談所が受け付けた相談の総件数は4,642件で平成30年度の4,336件に比べ306件増(前年度比107.1%)となった。

増加した相談種別は、養護(虐待)相談(352件増)、養護(その他)相談(38件増)、保健相談(2件増)、視聴覚障害相談(1件増)、重症心身障害相談(2件増)、知的障害相談(9件増)、適性相談(5件増)、その他相談(26件増)となっている。

減少した相談種別は、肢体不自由相談(41件減)、言語発達障害相談(3件減)、発達障害相談(3件減)、ぐ犯行為相談(9件減)、触法行為相談(19件減)、性格行動相談(32件減)、不登校相談(19件減)、育児・しつけ相談(3件減)となっている。

相談種類別では、虐待相談を含む養護相談が2,387件で51.4%(前年度比 119.5%)、知的障害相談及び発達障害等の障害相談が1,594件で全体の34.3%(前年度比 97.9%)、性格行動相談等の育成相談が367件で7.9%(前年度比 88.2%)、その他の相談が199件で4.3%(前年度比 115.0%)、非行相談が92件で2.0%(前年度比 76.7%)、保健相談が3件となっている。

表1 相談種類別児童受付数

相談種類	養護		保	障 害						非 行 育 成					そ の 計			
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性		育 児 ・ し つ け		
児相 中央	30 (%)	377 (32.4)	192 (16.5)	1 (0.1)	3 (0.3)		2 (0.2)	3 (0.3)	371 (31.8)	14 (1.2)	30 (2.6)	13 (1.1)	76 (6.5)	11 (0.9)	28 (2.4)	5 (0.4)	39 (3.3)	1,165 (100.0)
	31 (%)	560 (44.2)	153 (12.1)		2 (0.2)		1 (0.1)	3 (0.2)	327 (25.8)	13 (1.0)	17 (1.3)	9 (0.7)	64 (5.1)	10 (0.8)	21 (1.7)	5 (0.4)	82 (6.5)	1,267 (100.0)
弘前	30 (%)	241 (30.4)	152 (19.2)		1 (0.1)			4 (0.5)	219 (27.7)	19 (2.4)	11 (1.4)	9 (1.1)	70 (8.8)	15 (1.9)	10 (1.3)	3 (0.4)	38 (4.8)	792 (100.0)
	31 (%)	251 (29.9)	144 (17.2)	2 (0.2)				4 (0.5)	268 (31.9)	24 (2.9)	10 (1.2)	6 (0.7)	66 (7.9)	5 (0.6)	23 (2.7)		36 (4.3)	839 (100.0)
八戸	30 (%)	486 (35.8)	146 (10.8)		41 (3.0)		2 (0.1)	11 (0.8)	459 (33.8)	4 (0.3)	24 (1.8)	9 (0.7)	75 (5.5)	23 (1.7)	25 (1.8)	2 (0.1)	50 (3.7)	1,357 (100.0)
	31 (%)	557 (41.1)	187 (13.8)	1 (0.1)	6 (0.4)	1 (0.1)		10 (0.7)	413 (30.5)	6 (0.4)	22 (1.6)	10 (0.7)	55 (4.1)	19 (1.4)	25 (1.8)	6 (0.4)	36 (2.7)	1,354 (100.0)
五所川原	30 (%)	82 (23.8)	28 (8.1)		4 (1.2)			1 (0.3)	142 (41.2)	33 (9.6)	5 (1.4)	1 (0.3)	20 (5.8)	6 (1.7)	1 (0.3)	1 (0.3)	21 (6.1)	345 (100.0)
	31 (%)	124 (33.4)	47 (12.7)		2 (0.5)			2 (0.5)	137 (36.9)	25 (6.7)	2 (0.5)		22 (5.9)	3 (0.8)			7 (1.9)	371 (100.0)
七戸	30 (%)	110 (30.6)	39 (10.8)		8 (2.2)			1 (0.3)	165 (45.8)		3 (0.8)	9 (2.5)	16 (4.4)	3 (0.8)	2 (0.6)		4 (1.1)	360 (100.0)
	31 (%)	168 (33.3)	55 (10.9)		7 (1.4)			2 (0.4)	209 (41.4)		12 (2.4)	1 (0.2)	18 (3.6)	1 (0.2)	4 (0.8)		28 (5.5)	505 (100.0)
むつ	30 (%)	104 (32.8)	40 (12.6)		2 (0.6)			1 (0.3)	113 (35.6)	6 (1.9)	2 (0.6)	4 (1.3)	17 (5.4)	1 (0.3)	3 (0.9)	3 (0.9)	21 (6.6)	317 (100.0)
	31 (%)	92 (30.1)	49 (16.0)		1 (0.3)			2 (0.7)	124 (40.5)	5 (1.6)	3 (1.0)		17 (5.6)	2 (0.7)	1 (0.3)		10 (3.3)	306 (100.0)
合計	30 (%)	1,400 (32.3)	597 (13.8)	1 (0.0)	59 (1.4)		4 (0.1)	21 (0.5)	1,469 (33.9)	76 (1.8)	75 (1.7)	45 (1.0)	274 (6.3)	59 (1.4)	69 (1.6)	14 (0.3)	173 (4.0)	4,336 (100.0)
	31 (%)	1,752 (37.7)	635 (13.7)	3 (0.1)	18 (0.4)	1 (0.0)	1 (0.0)	23 (0.5)	1,478 (31.8)	73 (1.6)	66 (1.4)	26 (0.6)	242 (5.2)	40 (0.9)	74 (1.6)	11 (0.2)	199 (4.3)	4,642 (100.0)

(注)割合は四捨五入したものであり、合計値が100%にならない場合がある。

②相談経路別受付状況

相談の経路別の受付状況は、表2のとおりである。家族・親戚からの相談が1,815件で最も多く、次いで警察・家裁からの相談が828件、都道府県からの相談が379件等となっている。

表2 相談経路別児童受付数

児相	受付経路	都道府県	市町村・児童委員	福祉事務所（県・市）	児童福祉施設・保育所	児童家庭支援センター・認定こども園	警察・家庭裁判所	保健所・医療機関	学校等	里親	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	年度%														
中央	30	78	13	74	40	10	181	18	94	4	496	89	13	55	1,165
	(%)	(6.7)	(1.1)	(6.4)	(3.4)	(0.9)	(15.5)	(1.5)	(8.1)	(0.3)	(42.6)	(7.6)	(1.1)	(4.7)	(100.0)
弘前	31	78	22	70	56	6	247	18	105	3	452	133	26	51	1,267
	(%)	(6.2)	(1.7)	(5.5)	(4.4)	(0.5)	(19.5)	(1.4)	(8.3)	(0.2)	(35.7)	(10.5)	(2.1)	(4.0)	(100.0)
八戸	30	62	26	56	27		145	2	32	7	345	55	12	23	792
	(%)	(7.8)	(3.3)	(7.1)	(3.4)		(18.3)	(0.3)	(4.0)	(0.9)	(43.6)	(6.9)	(1.5)	(2.9)	(100.0)
五所川原	31	77	23	75	26	5	179	9	52	10	313	38	5	25	837
	(%)	(9.2)	(2.7)	(9.0)	(3.1)	(0.6)	(21.4)	(1.1)	(6.2)	(1.2)	(37.4)	(4.5)	(0.6)	(3.0)	(100.0)
七戸	30	106	34	25	77	24	231	25	125	12	634	36	10	18	1,357
	(%)	(7.8)	(2.5)	(1.8)	(5.7)	(1.8)	(17.0)	(1.8)	(9.2)	(0.9)	(46.7)	(2.7)	(0.7)	(1.3)	(100.0)
むつ	31	101	54	35	54	14	211	34	135	17	577	68	8	46	1,354
	(%)	(7.5)	(4.0)	(2.6)	(4.0)	(1.0)	(15.6)	(2.5)	(10.0)	(1.3)	(42.6)	(5.0)	(0.6)	(3.4)	(100.0)
むつ	30	28	6	12	12	4	55	4	22	5	180	6	4	7	345
	(%)	(8.1)	(1.7)	(3.5)	(3.5)	(1.2)	(15.9)	(1.2)	(6.4)	(1.4)	(52.2)	(1.7)	(1.2)	(2.0)	(100.0)
むつ	31	38	17	17	9	1	70		34	1	168	10	3	3	371
	(%)	(10.2)	(4.6)	(4.6)	(2.4)	(0.3)	(18.9)		(9.2)	(0.3)	(45.3)	(2.7)	(0.8)	(0.8)	(100.0)
むつ	30	38	18	42	19		66	2	9	5	150	11			360
	(%)	(10.6)	(5.0)	(11.7)	(5.3)		(18.3)	(0.6)	(2.5)	(1.4)	(41.7)	(3.1)			(100.0)
むつ	31	64	31	62	18		63	2	28	9	187	23	4	14	505
	(%)	(12.7)	(6.1)	(12.3)	(3.6)		(12.5)	(0.4)	(5.5)	(1.8)	(37.0)	(4.6)	(0.8)	(2.8)	(100.0)
合計	30	27	10	25	22		40	4	19	11	130	17	8	10	323
	(%)	(8.4)	(3.1)	(7.7)	(6.8)		(12.4)	(1.2)	(5.9)	(3.4)	(40.2)	(5.3)	(2.5)	(3.1)	(100.0)
合計	31	21	11	17	15		58	4	17	10	118	17	6	12	306
	(%)	(6.9)	(3.6)	(5.6)	(4.9)		(19.0)	(1.3)	(5.6)	(3.3)	(38.6)	(5.6)	(2.0)	(3.9)	(100.0)
合計	30	339	107	234	197	38	718	55	301	44	1,935	214	47	113	4,342
	(%)	(7.8)	(2.5)	(5.4)	(4.5)	(0.9)	(16.5)	(1.3)	(6.9)	(1.0)	(44.6)	(4.9)	(1.1)	(2.6)	(100.0)
合計	31	379	158	276	178	26	828	67	371	50	1,815	289	52	151	4,640
	(%)	(8.2)	(3.4)	(5.9)	(3.8)	(0.6)	(17.8)	(1.4)	(8.0)	(1.1)	(39.1)	(6.2)	(1.1)	(3.3)	(100.0)

表1と表2の合計数に誤差が生じるのは、表1が年齢別の合計であるため年齢不明分が除かれていること、表2は男女別の合計であるため性別不明分が除かれていることによる。

③相談処理状況

平成31年度中に措置・処理した件数は4,548件である。助言指導で処理をしたものが3,594件で79.0%を占め、次いでその他が455件、児童福祉司指導が107件、児童福祉施設入所が95件、障害児施設等への利用契約が95件などとなっている。

表3 相談処理件数

児相 年度%	処理	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設 入 所	指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法 27・1・4 による 家庭 裁判 所送 致	障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他	計
	中央	30 (%)	1,015 (84.9)	6 (0.5)	2 (0.2)	28 (2.3)		9 (0.8)		17 (1.4)		1 (0.1)	2 (0.2)	12 (1.0)	103 (8.6)
	31 (%)	1,074 (88.0)	3 (0.2)	8 (0.7)	37 (3.0)	3 (0.2)	2 (0.2)		15 (1.2)		3 (0.2)		6 (0.5)	70 (5.7)	1,221 (100.0)
弘前	30 (%)	669 (83.2)	13 (1.6)		6 (0.7)	5 (0.6)			20 (2.5)		3 (0.4)		10 (1.2)	78 (9.7)	804 (100.0)
	31 (%)	663 (78.3)	16 (1.9)	5 (0.6)	10 (1.2)	27 (3.2)	7 (0.8)		15 (1.8)		1 (0.1)		6 (0.7)	97 (11.5)	847 (100.0)
八戸	30 (%)	933 (69.5)	21 (1.6)	7 (0.5)	31 (2.3)		17 (1.3)		47 (3.5)		6 (0.4)		50 (3.7)	230 (17.1)	1,342 (100.0)
	31 (%)	1,028 (76.9)	23 (1.7)	8 (0.6)	26 (1.9)	21 (1.6)	22 (1.6)		30 (2.2)		7 (0.5)	2 (0.1)	22 (1.6)	147 (11.0)	1,336 (100.0)
五所川原	30 (%)	291 (84.8)	4 (1.2)	4 (1.2)	2 (0.6)				5 (1.5)				14 (4.1)	23 (6.7)	343 (100.0)
	31 (%)	281 (77.4)	5 (1.4)	2 (0.6)	12 (3.3)	4 (1.1)							17 (4.7)	42 (11.6)	363 (100.0)
七戸	30 (%)	250 (70.6)	8 (2.3)		3 (0.8)		5 (1.4)		6 (1.7)		3 (0.8)	1 (0.3)	29 (8.2)	49 (13.8)	354 (100.0)
	31 (%)	311 (65.2)	9 (1.9)		19 (4.0)		2 (0.4)		21 (4.4)		16 (3.4)		25 (5.2)	74 (15.5)	477 (100.0)
むつ	30 (%)	199 (62.8)	26 (8.2)	3 (0.9)	14 (4.4)	7 (2.2)			14 (4.4)		2 (0.6)		15 (4.7)	37 (11.7)	317 (100.0)
	31 (%)	237 (78.0)	5 (1.6)	1 (0.3)	3 (1.0)				14 (4.6)				19 (6.3)	25 (8.2)	304 (100.0)
合計	30 (%)	3,357 (77.1)	78 (1.8)	16 (0.4)	84 (1.9)	12 (0.3)	31 (0.7)		109 (2.5)		15 (0.3)	3 (0.1)	130 (3.0)	520 (11.9)	4,355 (100.0)
	31 (%)	3,594 (79.0)	61 (1.3)	24 (0.5)	107 (2.4)	55 (1.2)	33 (0.7)		95 (2.1)		27 (0.6)	2 (0.0)	95 (2.1)	455 (10.0)	4,548 (100.0)

表3の措置・処理件数の中には、平成31年度未処理のものは含まれていない。

ア 養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容については表4のとおりである。主な原因としては、家族環境（虐待、経済的理由等）から生じた問題が94.8%（前年度比114.2%）を占めている。

表4 養護相談の理由別処理件数

理由別 処理	家出	死亡	離婚	傷病	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所		1		9	39	18	5	72
里親委託		1		3	4	17		25
助言指導	1	5	9	23	1,342	448	55	1,883
継続指導				1	25	13		39
児童福祉司指導					85	16		101
その他					125	36	6	167
計 (%)	1	7 (0.3)	9 (0.4)	36 (1.6)	1,620 (70.8)	548 (24.0)	66 (2.9)	2,287 (100.0)

(ア) 虐待関係

虐待相談処理状況は、下記のとおりである。

表5 虐待相談処理（対応）件数

年度	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ	計
平成29年度	338 (1)	198 (4)	288 (1)	57	110	82	1,073 (6)
平成30年度	398 (5)	238 (5)	500 (6)	82	91	104 (4)	1,413 (20)
平成31年度	519	252	492	113	156	88	1,620

注：（ ）は電話相談再掲

図1 虐待相談処理件数の推移

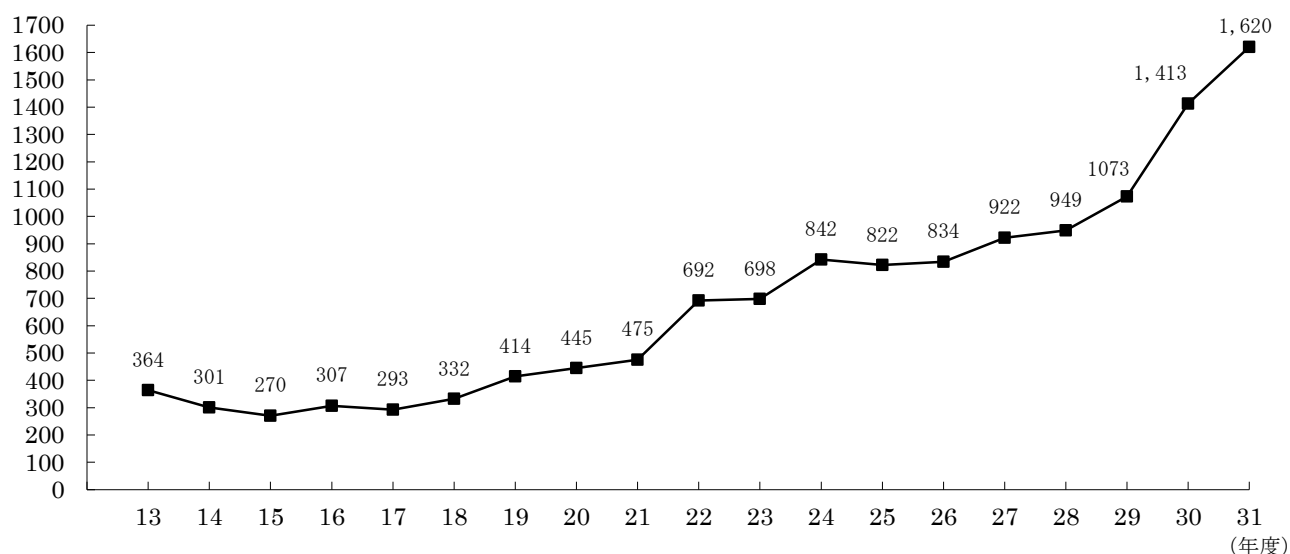


表6 虐待の内容

児相	虐待の内容		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
	年度						
中 央	29		85	5	168	80 (1)	338 (1)
	30		130 (2)	2 (1)	216 (1)	50 (1)	398 (5)
	31		121		288	110	519
弘 前	29		34 (1)		137 (3)	27	198 (4)
	30		48 (4)	5	158	27 (1)	238 (5)
	31		58	1	168	25	252
八 戸	29		53 (1)	3	125	107	288 (1)
	30		106 (1)	2	277 (1)	115 (4)	500 (6)
	31		126		251	115	492
五所川原	29		14		40	3	57
	30		24	1	51	6	82
	31		29		61	23	113
七 戸	29		44	6	33	27	110
	30		34		40	17	91
	31		49	1	72	34	156
む つ	29		16		38	28	82
	30		22 (2)		58	24 (2)	104 (4)
	31		25		52	11	88
計	29		246 (2)	14	541 (3)	272 (1)	1,073 (6)
	30		364 (9)	10 (1)	800 (2)	239 (8)	1,413 (20)
	31		408	2	892	318	1,620

注：（ ）は電話相談の再掲

表7 被虐待児童の年齢別内訳（六児相合計）

年度	虐待の内容 性別 年齢	身体的虐待				性的虐待				心理的虐待				保護の怠慢・拒否				合計			
		男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	合計
平成30年度	0～3歳未満	23	14		37	2			2	92	111		203	30	31		61	147	156		303
	3～学齢前児童	50 (1)	22 (1)		72 (2)	2				104	86		190	28 (1)	23		51 (1)	182 (2)	133 (1)		315 (3)
	小学生	98 (2)	53 (2)	1 (1)	152 (5)	2 (1)		2 (1)		138 (1)	139 (1)		277 (2)	34 (4)	40 (4)		74 (4)	270 (3)	234 (8)	1 (1)	505 (12)
	中学生	29	30 (1)		59 (1)	1		1		38	40		78	13 (1)	20 (1)		33	80 (2)	91 (2)		171 (2)
	高校生・その他	22	21		43	3		3		20	32		52	8	10		18	50	66		116
	不詳			1 (1)	1 (1)									1 (1)	1 (1)		2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (3)
	計	222 (3)	140 (4)	2 (2)	364 (9)	2 (1)	8 (1)	10 (1)		392 (1)	408 (1)		800 (2)	114 (2)	125 (6)		239 (8)	730 (6)	681 (12)	2 (2)	1,413 (20)
平成31年度	0～3歳未満	20	12	1	33					105	91		196	42	24		66	167	127	1	295
	3～学齢前児童	54	42		96					114	114		228	24	33		57	192	189		381
	小学生	89	69		158					131	141	1	273	62	50		112	282	260	1	543
	中学生	43	31		74	2		2		46	63		109	30	25		55	119	121		240
	高校生・その他	18	28		46					40	44		84	17	11		28	75	83		158
	不詳		1		1					1	1		2					1	2		3
	計	224	183	1	408	2		2		437	454	1	892	175	143		318	836	782	2	1,620

注：（ ）は電話相談の再掲

表8 虐待通告相談通告経路

児相	経路		家 族	親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	都 道 府 県	市 町 村 ・ 児 童 委 員	福 祉 事 務 所	児 童 福 祉 施 設 等	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー ・ 認 定 こ ど も 園	警 察 等	保 健 所 ・ 医 療 機 関	学 校 等	里 親	そ の 他	計	虐 待 者 本 人 (再 掲)
	年度																	
中央	30	42 (3)	5	52	3	4	12	5	8	13 (1)	160	5	73		16 (1)	398 (5)	15	
	31	33	27	97	9	5	17	2	22	5	198	3	74		27	519	9	
弘前	30	25	2	35 (3)	2	7 (1)	19		3		121		21		3 (1)	238 (5)	6	
	31	9		27	2	10	8		11	4	160		18		3	252		
八戸	30	71 (3)	16	30 (2)	5 (1)	18	18	15	19	21	196	10	76		5	500 (6)	17	
	31	57	25	42	4	19	8	24	9	9	170	11	101		13	492	22	
五所川原	30	7		3		4				2	50	3	13			82	1	
	31	3	3	6		5	5	1	2		59		27		2	113		
七戸	30	15	6	8		4	2	8	1		38	2	6	1		91	8	
	31	20		18	4	18	2	21			49	1	23			156		
むつ	30	27 (3)	1	15 (1)	1	4		7	6		29		14			104 (4)	11	
	31	4		20	2		2	3	1		44	3	9			88	3	
合計	30	187 (9)	30	143 (6)	11 (1)	41 (1)	51	35	37	36 (1)	594	20	203	1	24 (2)	1,413 (20)	58	
	31	126	55	210	21	57	42	51	45	18	680	18	252		45	1,620	34	

注:()内は電話相談の再掲

表9 虐待者について

虐待者 児相 年度	実父		実父以外の父親		実母		実母以外の母親		祖父	祖母	その他	不詳	計	両親(再掲)
	30	(2)	15	(3)	197	(3)			1	15	2		398	60
中央	30	(2)	15	(3)	197	(3)			1	15	2		398	60
	31		18		271	2					2		519	84
弘前	30	(4)	13	(1)	97	(1)							238	30
	31		20		84						14		252	3
八戸	30	(4)	29	(2)	227	(2)	2			7	4		500	88
	31		31		256	3	1		6	2			492	71
五所川原	30		11		23	1	4		3			3	82	13
	31		11		38	2					1		113	12
七戸	30		9		45				1				91	12
	31		7		70						3		156	12
むつ	30		7	(1)	61	(3)					3		104	(4)
	31		3		53								88	
合計	30	(10)	84	(1)	650	(9)	3	5	26	9	3		1,413	203
	31		90		772	7	1	6	22				1,620	182

注:()内は電話相談の再掲

表10 虐待相談処理状況

児相	処理	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん	児 童 福 祉 司 指 導	児 童 福 祉 施 設 等 入 所	里 親 委 託	指 導 委 託	市 町 村 送 致	そ の 他	計
	年度										
中央	30	366 (1)	1		14	10				7 (4)	398 (5)
	31	463		7	29	7	2		3	8	519
弘前	30	213 (3)	1		5	10			5	4 (2)	238 (5)
	31	200	1	5	9	4			27	6	252
八戸	30	394 (2)	10	6	19	21	2			48 (4)	500 (6)
	31	403	12	5	18	13			21	20	492
五所川原	30	75	1	4	1					1	82
	31	93	3	2	10				4	1	113
七戸	30	81	2		1	2	1		2	2	91
	31	107	6		14	12	2	1		14	156
むつ	30	45 (4)	16	2	13	13	1		7	7	104 (4)
	31	78	3	1	3	3					88
合計	30	1,174 (10)	31	12	53	56	4		14	69 (10)	1,413 (20)
	31	1,344	25	20	83	39	4	1	55	49	1,620

注:()内は電話相談の再掲
 その他は、福祉事務所送致等

(イ) 里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の状況

a 里親委託

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であつて、都道府県知事が適当と認定した者である。

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

里親及び委託児童の状況は表11のとおりである(前年度登録里親数 121、委託里子数 61)。

表11 里親登録・児童委託の状況 (令和2年3月末現在)

児 相	登録里親数	委 託 里 親		委託里子数
		実 数	受託率 (%)	
中 央	37	12	32.4	18
弘 前	22	6	27.3	6
八 戸	40	13	32.5	15
五 所 川 原	6	4	66.7	6
七 戸	23	2	8.7	5
む つ	6	0		0
計	134	37	27.6	50

b 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）とは、保護者のない児童又は保護者に監督させることが不適當であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において複数の児童について養育を行う事業である。

ファミリーホーム委託児童の状況は表12のとおりである。

表12 小規模住居型児童養育事業の利用状況 (令和2年3月末現在)

児 相	管内事業所数	定員	入所(年度中)		退所(年度中)		年度末在籍	
			措置人員	その他	措置人員	その他	措置人員	その他
中 央	3	18	4		2		7	
弘 前							1	
八 戸	2	12	3		3		8	
五 所 川 原								
七 戸	2	12	11		6		9	
む つ	1	6	4		1		8	
計	8	48	22		12		33	

(参考) 里親等委託率 (令和2年3月末現在)

$$= \frac{\text{里親委託児童数(50人)} + \text{ファミリーホーム委託児童数(33人)}}{\text{乳児院入所児童(20人)} + \text{養護施設入所児童(204人)} + \text{里親・ファミリーホーム委託児童(83人)}} = 27.0\%$$

(ウ) 法的対応の状況

a 嘱託弁護士の法律相談実施状況

平成29年度から中央児童相談所に嘱託弁護士が配置され、虐待相談等において法的対応が必要となった場合に、県内各児童相談所からの相談等に対応している。
法律相談への対応状況は、表13のとおりである。

表13 嘱託弁護士の法律相談実施状況

相談内容	回数
法第28条関係	15
親権関係	7
未成年後見人関係	2
保護者の対応関係	4
養子縁組関係	3
一時保護関係	2

b 家事審判の申立状況

児童福祉法第28条（親権者の意に反する場合の家庭裁判所の承認による施設入所等の措置）及び親権停止・親権喪失、後見人の選任・解任に係る申立状況は表14のとおりである。

表14 家事審判の申立状況

		28条関係	親権関係	後見人関係
弘前	請求件数	4		2
	承認件数	3		2
	却下・取下件数	1		
八戸	請求件数	1	1	
	承認件数		1	
	却下・取下件数	1		

c 虐待防止法に基づく安全確認の実施状況

児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童の安全確認の実施状況は表15のとおりである。

表15 虐待防止法に基づく安全確認の実施状況

	出頭要求	立入調査	臨検・搜索	援助要請	親権喪失審判等	面会制限等	住所情報制限
八戸				1			

イ 障害相談

障害相談は、前年度の1,629件に比べ35件の減少となっている。最も多いのは、愛護手帳の判定も含む「知的障害」の1,478件で、障害相談全体の92.7%を占め、次いで「発達障害」73件、「重症心身障害」23件と続いている。

表16 障害相談受付件数

児相	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	計
中央	2		1	3	327	13	346
弘前				4	268	24	296
八戸	6	1		10	413	6	436
五所川原	2			2	137	25	166
七戸	7			2	209		218
むつ	1			2	124	5	132
計	18	1	1	23	1,478	73	1,594

図2 障害相談の受付件数の推移

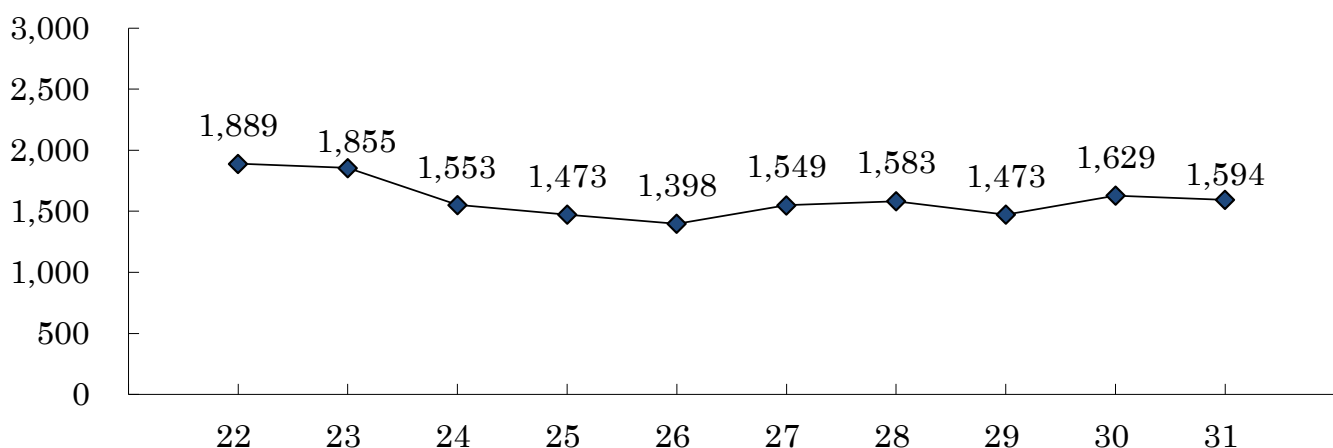


表17 障害児施設別利用状況

(令和2年4月1日現在)

施設種別 児相	福（知的障害児入所施設）	福（自閉症児入所施設）	福（障害盲児入所施設）	福（ろうあ児入所施設）	福（肢体不自由児入所施設）	医（肢体不自由児入所施設）	医（重症心身障害児入所施設）	指（重症心身障害児入所施設）	合計
中央	4				2			3	9
弘前	7							7	14
八戸	12					8	13	3	36
五所川原	12							3	15
七戸	12					3	1	4	20
むつ	12					1	3		16
合計	59				2	12	17	20	110

ウ 非行相談

非行相談は前年度の120件に比べ28件の減少となっているが、「家出・浮浪」及び「窃盗」が多くを占める傾向は前年度と同様である。なお、これらの件数は主たる問題行動を1件として計上しているものであるが、通常は複数の問題行動が重なりあっていることが多い。

表18 非行相談受付件数

児相	ぐ犯行為等	触法行為等	計
中 央	17	9	26
弘 前	10	6	16
八 戸	22	10	32
五 所 川 原	2		2
七 戸	12	1	13
む つ	3		3
計	66	26	92

図3 非行相談の受付件数の推移

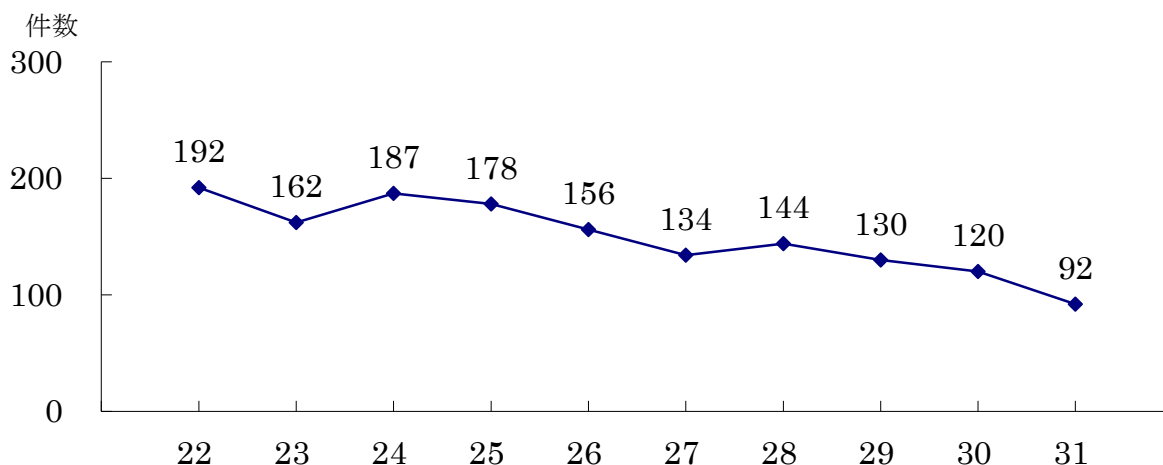


表19 非行相談の問題行動別処理件数

問題行動別 処 理	ぐ 犯 行 為 等 相 談								触 法 行 為 等 相 談				計
	暴 力	虚 言 癖	浪 費 癖	家 出 ・ 浮 浪	自 家 金 銭 持 出	シ ン ナ ー 等 吸 引	性 的 逸 脱	そ の 他	窃 盗	傷 害 ・ 恐 か つ	放 火 ・ 弄 火	そ の 他	
児童福祉施設入所	3			2			1		3				9
助 言 指 導	6		1	10	11		5	6	11	2			52
継 続 指 導	6				2		2	2	1				13
児童福祉司指導				3				1	2				6
そ の 他	2			1			1	1				3	8
計	17		1	16	13		9	10	17	2		3	88

エ 育成相談

育成相談の相談内容による受付状況は表20のとおりで、前年度の416件に比べ49件の減少となっている。最も多いのは「性格行動」の242件で育成相談全体の65.9%を占め、次いで「適性」の74件、「不登校」の40件と続いている。

表20 育成相談受付件数

児相	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	計
中 央	64	10	21	5	100
弘 前	66	5	23		94
八 戸	55	19	25	6	105
五 所 川 原	22	3			25
七 戸	18	1	4		23
む つ	17	2	1		20
計	242	40	74	11	367

図4 性格行動受付件数の推移

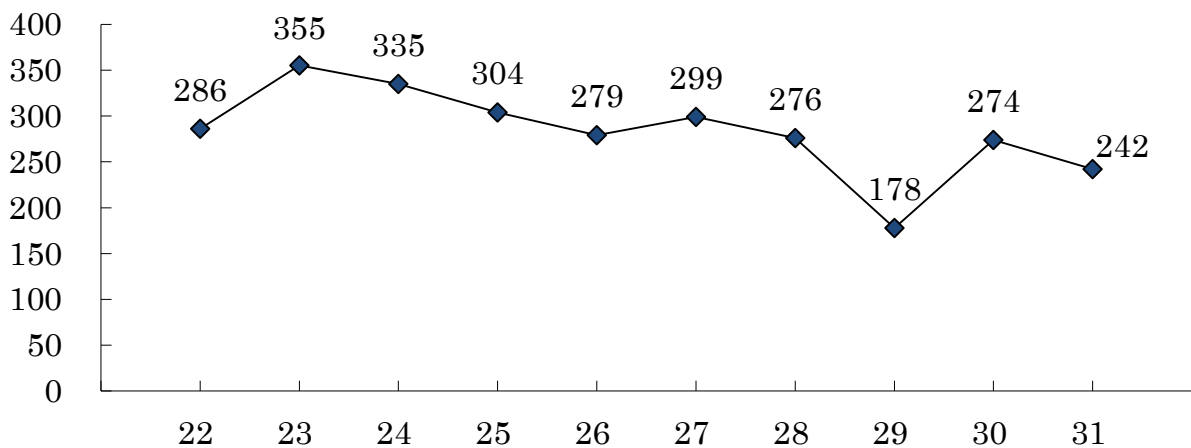
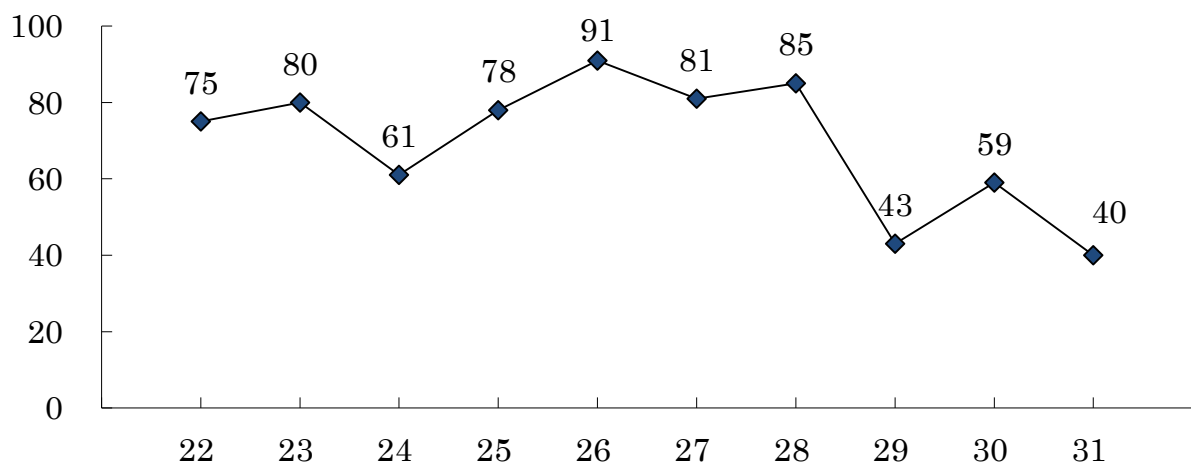


図5 不登校受付件数の推移



2 判定業務

相談種類別の判定実施件数は1,124件で、前年度に比べ106件の減少となっている。相談件数に対する判定実施の割合は24.2%(前年度 28.4%)で、概ね3割程度で推移している。判定実施件数を相談種類別でみると、「知的障害相談」、「養護相談」、「性格行動相談」、「性格行動相談」の順になっている。

医学的診断指導は前年度に比べ9件増加、心理診断指導は323件減少となっている。

表21 相談種類別判定実施件数

相談種類	年度	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
中央	30	15				1		218	2	1	4	12		15		1	269
	31	30				1		180		6	3	7		9			236
弘前	30	29			1		5	192	7	7	11	2					254
	31	40				1		197	8	4	6	11					267
八戸	30	47				1		254	4	4	2	7	1	15			335
	31	46						216		2	3	8	2	20	1		298
五所川原	30	15						98	24	2	2	10	2	1			154
	31	10						87	15	2		12					126
七戸	30	9						103		2	1	5	1	4			125
	31	24						79		3	1	4	1	7			119
むつ	30	17						70	2			2		2			93
	31	10						57	3	1	1	6					78
合計	30	132			1	2	5	935	39	16	20	38	4	37		1	1,230
	31	160				2		816	26	18	14	48	3	36	1		1,124

表22 医学的・心理検査状況

検査 対象者	医学的診断指導				心理診断指導						
	診察 指導	医学的 検査	その他	計	知能 検査	発達 検査	人格 検査	その他 の検査	面接・ 観察・ 指導	計	
中 央	児 童	88	227	123	438	192	60	74	5	282	613
	保 護 者	106			106				1	222	223
	そ の 他	25			25					40	40
弘 前	児 童	71			71	192	146	74	19	348	779
	保 護 者	75			75	1		2	1	311	315
	そ の 他	15			15					140	140
八 戸	児 童	121			121	263	57	86	17	348	771
	保 護 者	136			136				2	303	305
	そ の 他	13			13				2	81	83
五 所 川 原	児 童	43			43	101	43	19	18	179	360
	保 護 者	50			50					134	134
	そ の 他									11	11
七 戸	児 童	48			48	95	26	20	4	135	280
	保 護 者	45			45					104	104
	そ の 他	4			4					25	25
む つ	児 童	23			23	60	28	22	1	96	207
	保 護 者	26			26					91	91
	そ の 他									16	16
合 計	児 童	394	227	123	744	903	360	295	64	1,388	3,010
	保 護 者	438			438	1		2	4	1,165	1,172
	そ の 他	57			57				2	313	315
	計	889	227	123	1,239	904	360	297	70	2,866	4,497

図6 判定実施件数の推移

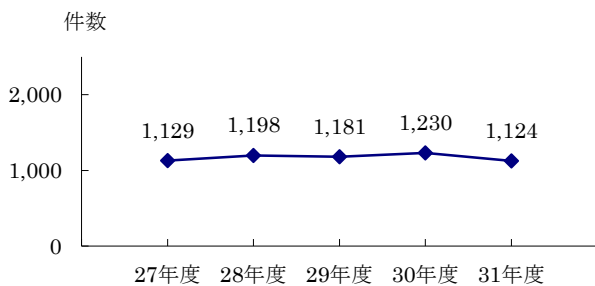


図7 医学的診断指導件数の推移

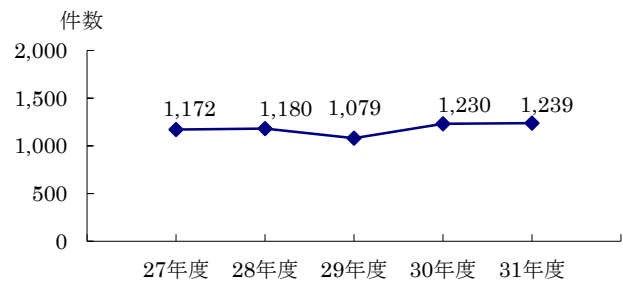


図8 心理診断指導件数の推移

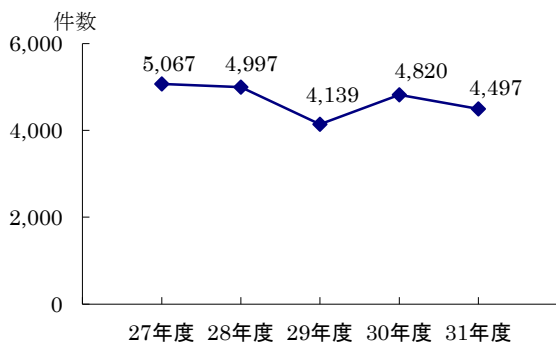


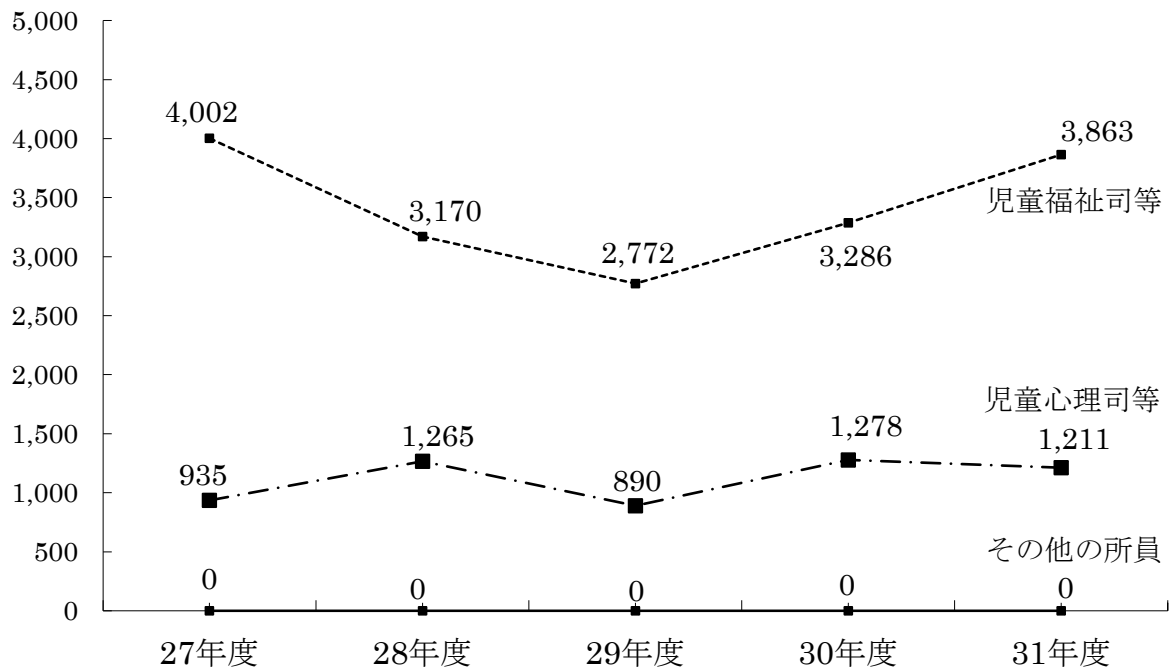
表23 判定書（証明書等）等の交付状況

児相	内容	判定書（証明書等）等の交付状況				合計
		特別児童 扶養手当 診断書	愛護手帳	障害児保 育意見書	その他 (福祉手当・障 害証明書等)	
中	央	1	175		71	247
弘	前	8	179		78	265
八	戸	15	207	2	122	346
五	所 川 原	15	90		60	165
七	戸	17	98		46	161
む	つ	3	61		25	89
合	計	59	810	2	402	1,273

表24 心理療法・カウンセリングの状況（六児相合計）

対象別	心理療法・カウンセリングの状況	
	児童心理司等	児童福祉司等
児 童	496	752
保 護 者	381	1,490
そ の 他	334	1,621
計	1,211	3,863

図9 心理療法・カウンセリングの推移（医師を除く）



3 一時保護業務

(1) 県内児童相談所の一時的保護の状況

ア 実人員及び延日数

平成31年度に県内六児童相談所で一時保護(保護委託を含む)した児童の実人員の総数は324人であり、前年度に比べ43人の増となっている。個別に見ると、「中央児相の一時保護」は、中央で9人、七戸で9人の増であるが、弘前で1人、五所川原で6人の減であった。「所内保護」では、中央で5人、弘前で4人、八戸で3人、五所川原で1人、むつで1人の増であった。「保護委託」では、中央で21人、弘前で2人、七戸で17人の増であるが、八戸で3人、五所川原で3人、むつで16人の減であった。

また、延日数の総数は9,140日であり、前年度と比べ3,404日増加している。

表25 一時保護の状況 (六児相)

児相別	年度	保護の内容	実人員	延日数
中央	30	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	18	460
		昼間一時保護		
		保護委託	43	970
		計	61	1,430
	31	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	27	1,258
		昼間一時保護	5	5
保護委託		64	1,434	
計		96	2,697	
弘前	30	中央児相の一時保護	9	292
		所内保護	12	12
		保護委託	26	600
		計	47	904
	31	中央児相の一時保護	8	501
		計	16	16
八戸	30	中央児相の一時保護	32	1,005
		所内保護	9	9
		保護委託	61	1,174
		計	102	2,188
	31	中央児相の一時保護	32	1,022
		計	12	12
五所川原	30	中央児相の一時保護	10	272
		所内保護		
		保護委託	9	21
		計	19	293
	31	中央児相の一時保護	4	122
		計	1	1
七戸	30	中央児相の一時保護	3	117
		所内保護		
		保護委託	22	349
		計	25	466
	31	中央児相の一時保護	12	354
		計	39	996
むつ	30	中央児相の一時保護	7	234
		所内保護		
		保護委託	20	221
		計	27	455
	31	中央児相の一時保護	7	151
		計	1	1
合計	30	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	79	2,380
		所内保護(中央昼間分含む)	21	21
		保護委託	181	3,335
		計	281	5,736
	31	中央児相の一時保護(昼間分を除く)	90	3,408
		計	35	35
	保護委託	199	5,697	
	計	324	9,140	

イ 相談種類別一時保護児童数

平成31年度に一時保護(保護委託含む。)した児童の相談種類別の実人員は、養護(児童虐待)が232人(71.6%)と最も多く、次いで養護(その他)が48人(14.8%)、非行が22人(6.8%)、育成が22人(6.8%)であり、養護が合計で280人(86.4%)となっている。前年度と比べ、養護(児童虐待)が21人増、養護(その他)が13人増、非行が2人減、育成が12人増となっている。

延日数では、養護(児童虐待)が6,926日(75.8%)、養護(その他)が952日(10.4%)、育成が729日(8.0%)、非行が533日(5.8%)の順で、養護が合計で7,878日(86.2%)となっている。

表26 相談種類別一時保護児童数

児相別	年度	人員	養 護			障 害 (言語障害・ 知的障害等)	非 行 (く犯行為・ 触法行為等)	育 成 (性格行動・ 不登校等)	保健・ その他	合 計
			児童虐待	その他	小 計					
中央	30	実人員	42	10	52		7	2		61
		延日数	1,096	97	1,193		124	113		1,430
	31	実人員	73	11	84		7	5		96
		延日数	2,117	117	2,234		144	319		2,697
弘前	30	実人員	31	13	44		2	1		47
		延日数	674	161	835		68	1		904
	31	実人員	35	14	49		2	1		52
		延日数	1,744	427	2,171		10	32		2,213
八戸	30	実人員	86	2	88		9	5		102
		延日数	1,853	61	1,914		185	89		2,188
	31	実人員	76	6	82		8	12		102
		延日数	1,898	125	2,023		164	291		2,478
五所川原	30	実人員	13	2	15		4			19
		延日数	207	6	213		80			293
	31	実人員	6	3	9		1	1		11
		延日数	153	7	160		30	27		217
七戸	30	実人員	16	6	22		2	1		25
		延日数	242	92	334		120	12		466
	31	実人員	32	13	45		3	3		51
		延日数	886	235	1,121		169	60		1,350
むつ	30	実人員	23	2	25			1	1	27
		延日数	420	4	424			29	2	455
	31	実人員	10	1	11		1			12
		延日数	128	41	169		16			185
合計	30	実人員	211	35	246		24	10	1	281
		延日数	4,492	421	4,913		577	244	2	5,736
	31	実人員	232	48	280		22	22		324
		延日数	6,926	952	7,878		533	729		9,140

(2) 中央児童相談所の一時保護所（集中管理）の状況

ア 実人員及び延日数等

平成31年度に中央児童相談所に一時保護した児童の実人員は、県内六児童相談所合わせて90人であり、前年度と比べ11人増加している。個別に見ると、中央が9人、七戸が9人の増、弘前が1人、五所川原が6人の減となっている。

延日数では県内六児童相談所で3,408日であり、前年度と比べて1,028日増加している。個別に見ると、中央が798日、弘前が209日、八戸が17日、七戸が237日の増、五所川原が150日、むつが83日の減となっている。

一日平均の一時保護人員は9.3人（前年度比2.8人増）、一人平均の一時保護日数は37.9日（前年度比7.8日増）となっている。

イ 相談種別保護児童数

平成31年度に一時保護した児童の相談種別の実人員は、養護が61人(67.8%) [児童虐待は57人(63.3%)、その他は4人(4.4%)]、育成が18人(20.0%)、非行が11人(12.2%)の順となっている。また、延日数では、養護が2,393日(70.2%) [児童虐待は2,221日(65.2%)、その他は172日(5.0%)]、育成が697日(20.5%)、非行が318日(9.3%)の順となっている。

実人員では、前年度と比べ11人の増となっているが、個別に見ると養護が6人、育成が11人の増、非行が6人の減となっている。

延日数では、前年度と比べ1,028日の増となっているが、個別に見ると養護が737日、育成が471日の増、非行が180日の減となっている。

図10 中央児童相談所一時保護所の一時保護児童の推移

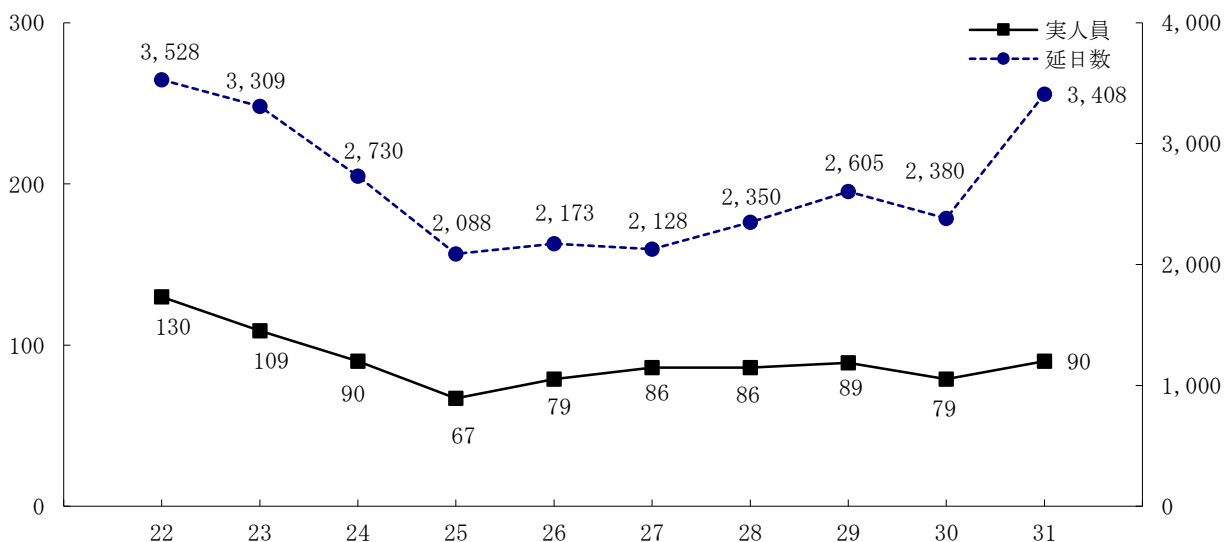


表27 中央児童相談所一時保護所の一時保護状況

児相別	年度	人員	養 護			障 害	非 行			育 成	保健・その他	合 計	1日平均 保護人員	1人平均 保護日数
			児童虐待	その他	小 計		ぐ犯	触法	小 計					
中央	30	実人員	10		10		6		6	2		18	1.3	25.6
		延日数	229		229		118		118	113		460		
	31	実人員	18	1	19		3		3	5		27	3.4	46.6
		延日数	771	58	829		110		110	319		1,258		
弘前	30	実人員	5	2	7		2		2			9	0.8	32.4
		延日数	155	69	224		68		68			292		
	31	実人員	6		6			1	1	1		8	1.4	62.6
		延日数	466		466			3	3	32		501		
八戸	30	実人員	23		23		4	1	5	4		32	2.8	31.4
		延日数	741		741		139	41	180	84		1,005		
	31	実人員	17	1	18		2	3	5	9		32	2.8	31.9
		延日数	574	16	590		44	116	160	272		1,022		
五所川原	30	実人員	7		7		3		3			10	0.7	27.2
		延日数	193		193		79		79			272		
	31	実人員	3		3					1		4	0.3	30.5
		延日数	92		92					30		122		
七戸	30	実人員		2	2		1		1			3	0.3	39.0
		延日数		64	64		53		53			117		
	31	実人員	8	1	9		1		1	2		12	1.0	29.5
		延日数	224	57	281		29		29	44		354		
むつ	30	実人員	6		6					1		7	0.6	33.4
		延日数	205		205					29		234		
	31	実人員	5	1	6		1		1			7	0.4	21.6
		延日数	94	41	135		16		16			151		
合計	30	実人員	51	4	55		16	1	17	7		79	6.5	30.1
		延日数	1,523	133	1,656		457	41	498	226		2,380		
	31	実人員	57	4	61		7	4	11	18		90	9.3	37.9
		延日数	2,221	172	2,393		199	119	318	697		3,408		

ウ 日数別一時保護児童数

平成31年度の日数別一時保護児童数は、29日～60日が45人(50.0%、前年度比3人減)と最も多く、次いで22日～28日が11人(12.2%、前年度比同数)などとなっている。

2週間を超えるものは75人(83.3%)と前年度と比べ10人の増となっている。また、2ヶ月を超えて一時保護された児童数は9人(10.0%)であった。

表28 日数別一時保護児童数

児相別	年度	1日～7日	8日～14日	15日～21日	22日～28日	29日～60日	61日以上	合計
中央	30	4	2	3	2	7		18
	31	3	1	2	3	12	6	27
弘前	30		1		1	7		9
	31	2				4	2	8
八戸	30	2	3	2	6	19		32
	31	1	3	6	5	16	1	32
五所川原	30		2		1	7		10
	31				1	3		4
七戸	30				1	2		3
	31		3	1	2	6		12
むつ	30			1		6		7
	31	2		2		3		7
合計	30	6	8	6	11	48		79
	31	8	7	11	11	44	9	90

エ 一時保護児童の退所先

平成31年度の一時保護児童の退所先のうち、家庭引取が41人(45.6%、前年度比同数)と最も多かった。次いで、児童養護施設が24人(26.7%、前年度比7人増)、その他が12人(13.3%、前年度比2人増)、児童自立支援施設が5人(5.6%、前年度比3人減)、福祉型障害児入所施設(知的障害児)が3人(3.3%、前年度比2人増)、児童心理治療施設が3人(3.3%、前年度比1人増)、家裁送致が2人(2.2%、前年度比2人増)の順となっている。

表29 一時保護児童の退所先の状況

児相別	年度	家庭引取	児童養護施設	児童自立支援施設	福祉型障害児入所施設(知的障害児)	児童心理治療施設	家裁送致	その他	合計
中央	30	9	3	1		1		4	18
	31	15	7	2		1		2	27
弘前	30	6	1	2					9
	31	3	2		1	1	1		8
八戸	30	15	9	3	1	1		3	32
	31	9	11	3	1		1	7	32
五所川原	30	8	1	1					10
	31	4							4
七戸	30	1						2	3
	31	7	2		1			2	12
むつ	30	2	3	1				1	7
	31	3	2			1		1	7
合計	30	41	17	8	1	2		10	79
	31	41	24	5	3	3	2	12	90

(3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況

ア 相談種類別委託一時保護の状況

平成31年度に県内六児童相談所で委託一時保護した児童の実人員の総数は199人で、前年度と比べて18人増加となっている。内訳を見ると、養護(児童虐待)が145人(72.9%、前年度比5人増)、養護(その他)が40人(20.1%、前年度比9人増)、非行が9人(4.5%、前年度比3人増)、育成が5人(2.5%、前年度比2人増)の順となっている。

延日数の総数は5,697日で、前年度と比べて2,362日増加となっている。内訳を見ると、養護(児童虐待)が4,675日(82.1%、前年度比1,726日増)、養護(その他)が776日(13.6%、前年度比488日減)、非行が184日(3.2%、前年度比106日増)、育成が62日(1.1%、前年度比44日増)の順となっている。

1人平均保護日数(延日数÷実人員)は28.6日で、前年度と比べて10.2日増加となっている。

表30 相談種類別委託一時保護児童数

児相別	年度	人員	児童虐待	養護その他	障害	非行	育成	その他	合計
中央	30	実人員	32	10		1			43
		延日数	867	97		6			970
	31	実人員	50	10		4			64
		延日数	1,341	59		34			1,434
弘前	30	実人員	14	11			1		26
		延日数	507	92			1		600
	31	実人員	16	11		1			28
		延日数	1,265	424		7			1,696
八戸	30	実人員	55	2		3	1		61
		延日数	1,104	61		4	5		1,174
	31	実人員	48	5		2	3		58
		延日数	1,313	109		3	19		1,444
五所川原	30	実人員	6	2		1			9
		延日数	14	6		1			21
	31	実人員	3	2			1		6
		延日数	61	6			27		94
七戸	30	実人員	16	4		1	1		22
		延日数	242	28		67	12		349
	31	実人員	24	12		2	1		39
		延日数	662	178		140	16		996
むつ	30	実人員	17	2				1	20
		延日数	215	4				2	221
	31	実人員	4						4
		延日数	33						33
合計	30	実人員	140	31		6	3	1	181
		延日数	2,949	288		78	18	2	3,335
	31	実人員	145	40		9	5		199
		延日数	4,675	776		184	62		5,697

イ 委託先別委託一時保護の状況

平成31年度の委託先は、実人員201人のうち、児童福祉施設145人（72.1%、前年度比2人増）、里親29人（14.4%、前年度比2人増）、警察14人（7.0%、前年度比4人増）、その他11人（5.5%、前年度比11人増）、医療機関2人（1.0%、前年度比同数）の順となっている。

延日数の総数は5,697日で、児童福祉施設5,043日（88.5%、前年度比2,154日増）、里親376日（6.6%、前年度比78日増）、その他245日（4.3%、前年度比245日増）、警察24日（0.4%、前年度比9日増）、医療機関9日（0.2%、前年度比124日減）の順となっている。

表31 委託先別委託一時保護の状況

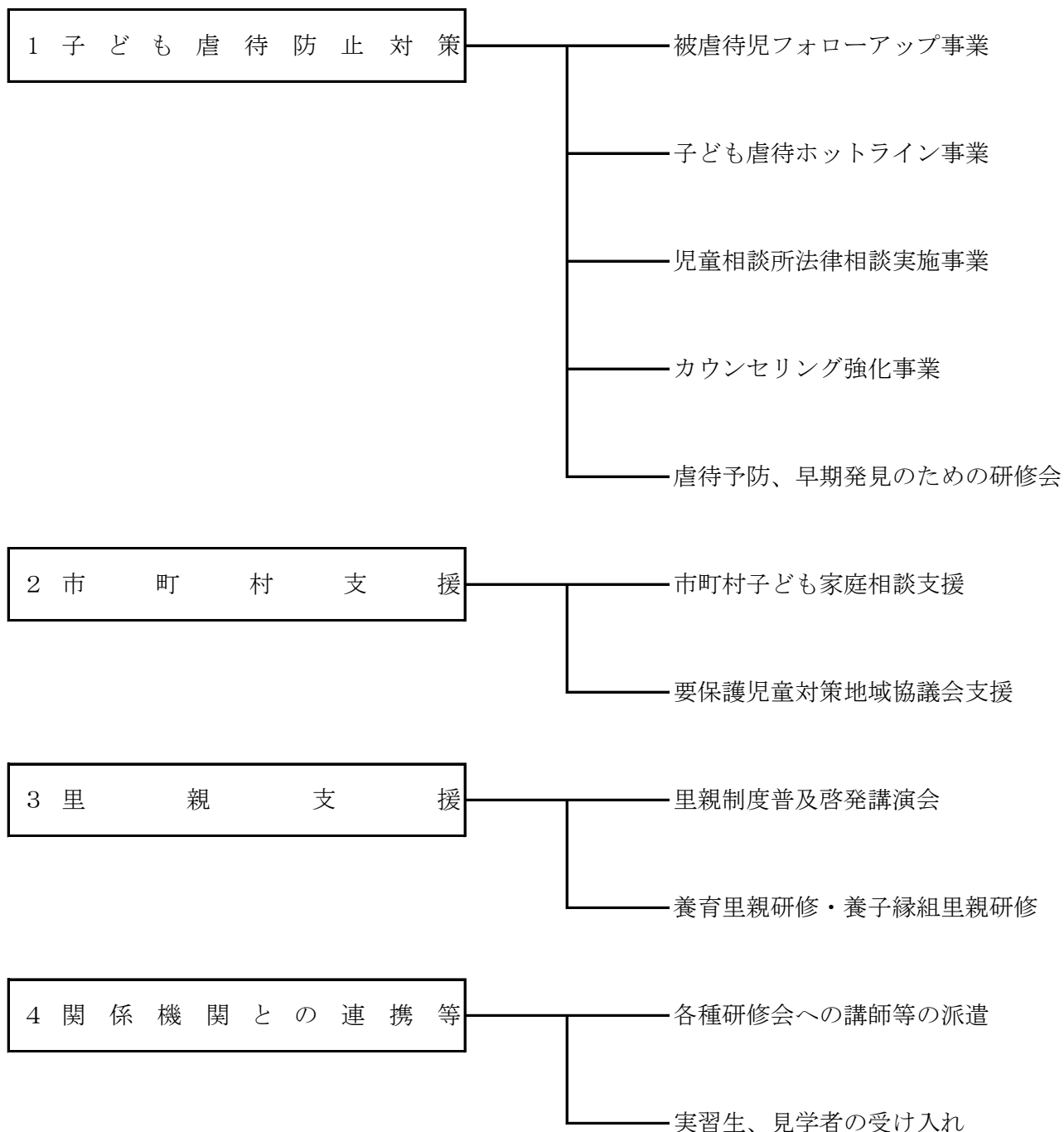
児相別	年度	人員	児童福祉施設	医療機関	里親	警察	その他	合計
中央	30	実人員	29	1	11	2		43
		延日数	755	69	143	3		970
	31	実人員	38		11	7	8	64
		延日数	1,030		152	10	242	1,434
弘前	30	実人員	24		1	1		26
		延日数	597		2	1		600
	31	実人員	28					28
		延日数	1,696					1,696
八戸	30	実人員	56		1	4		61
		延日数	1,124		44	6		1,174
	31	実人員	40		16	2		58
		延日数	1,225		216	3		1,444
五所川原	30	実人員	8			1		9
		延日数	20			1		21
	31	実人員	5			1		6
		延日数	92			2		94
七戸	30	実人員	16	1	6			23
		延日数	200	64	85			349
	31	実人員	32	2	1	1	3	39
		延日数	978	9	4	2	3	996
むつ	30	実人員	10		8	2		20
		延日数	193		24	4		221
	31	実人員	2		1	3		6
		延日数	22		4	7		33
合計	30	実人員	143	2	27	10		182
		延日数	2,889	133	298	15		3,335
	31	実人員	145	2	29	14	11	201
		延日数	5,043	9	376	24	245	5,697

第3 児童相談所の事業等

児童相談所の事業等

県内の児童相談所は、地域の必要に応じて、児童の健やかな育成及び家庭・地域における児童養育を支援するための各種援助活動や第一義的な児童家庭相談窓口である市町村への後方支援等を行っている。

事業の概要等を総括すると、下図のようになる。



1 子ども虐待防止対策

(1) 被虐待児フォローアップ事業

虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助、虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設職員への援助を目的としてフォローアップ事業を実施している。

平成12年度に中央児童相談所で開始され、現在は県内各児童相談所において、地域のニーズに合わせて施設職員に対する研修やケースカンファレンス、児童・保護者を対象とした個別又はグループによるカウンセリングや各種治療プログラムの実施等の取り組みを行っている。

平成31年度の実績は下記のとおりである。

表32 児童福祉施設職員指導

児相	区分	実施施設数	職員数	指導回数	延指導人数
中	央	7	69	13	128
弘	前	2	16	12	49
八	戸	5	17	19	89
五	所	1	8	6	48
七	戸	8	60	31	127
む	つ	2	15	4	15

表33 被虐待児集団指導

児相	区分	児童数	指導回数	延指導人数	スーパービジョン参加職員延人数
七	戸	12	1	12	2

表34 被虐待児親子指導

児相	区分	世帯数	指導回数	児童指導延人数	親指導延人数
中	央	2	12	21	12
弘	前	1	3	3	3
八	戸	25	90	123	147
七	戸	13	50	65	65
む	つ	2	12	12	24

表35 被虐待児個別指導

児相	区分	児童数	指導回数	スーパービジョン
				参加職員延人数
中	央	4	16	8
弘	前	13	99	40
八	戸	47	152	33
五	所 川 原	3	17	8
七	戸	11	39	50
む	つ	6	46	23

表36 被虐待児の保護者指導

児相	区分	保護者数	指導回数	指導延人数
中	央	52	216	296
弘	前	25	100	135
八	戸	75	145	221
五	所 川 原	7	27	34
七	戸	16	56	85
む	つ	23	107	187

(2) 子ども虐待ホットライン事業

子どもへの虐待に関する通告・通報を24時間、365日受け付けるホットライン(フリーダイヤル)を各児童相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的としている。中央児童相談所には電話相談員3名が配置され、休日・夜間等は中央児童相談所が受け付ける体制としている。

表37 通告者別(相談者別)受付状況

通告者	家族	警察等	学校等	児童本人	福祉事務所	市町村	近隣・知人	保健所	医療機関	児童委員	児童福祉施設等	親戚	その他	合計
件数	22		11	6			57		3		1	6	6	112

表38 虐待の内容と年齢別内訳

虐待の内容	0歳児		幼児		小学生		中学生		高校生		その他		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
身体的虐待	1		6	6	5	10	1	4		4	1		14	24
性的虐待														
心理的虐待	2		7	12	6	7	1	4	3	3	3	1	22	27
保護の怠慢・拒否	1	1	2	4	4	5		5	1	2			8	17
不明														
合計	4	1	15	22	15	22	2	13	4	9	4	1	44	68

(3) 児童相談所法律相談実施事業

関係者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は援助に当たり法的手続き上専門的な対応を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう、児童相談所における相談担当弁護士を確保することにより、相談体制の強化を図っている。

表39 児童相談所法律相談実施事業

年度	児 相	相談回数	内 容
29	弘 前	1	法第28条確定後の親族からの養子縁組申立てへの対応について
		1	家族再統合を進めている途中段階での28条申し立てについて
	八 戸	1	児童福祉法第28条に基づく申立中のケースの取扱いについて
30	八 戸	1	親権停止について
		1	父死亡後の親族とのトラブル回避について
		1	児童福祉法第28条の申し立ての適否について
31	弘 前	1	現在、通常学級に学籍のある児を養護学校に通学させることについて、親権者の同意が得られなかった場合の手続きについて
	八 戸	1	児童福祉法第28条第1項の申立中に同法33条の7に基づく親権停止審判及びその保全処分を申立てたケースについて
		1	国立児童自立施設での強制措置申立について
	七 戸	1	児童福祉法第28条について
		1	児童福祉法第28条の申し立て及び親権停止について

(4) カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者等に対して、精神科医の協力により指導を行うものであり、平成13年4月から事業を開始し、平成31年度の実績は下記のとおりである。

表40 カウンセリング強化事業実施状況

児相	区分	実ケース数	医学診断・カウンセリング・助言の件数
中	央	21	27
弘	前	1	2
八	戸	20	25

(5) 虐待予防、早期発見のための研修会

①子ども虐待要保護児童対策研修会

地域ぐるみで被虐待児童をはじめとする要保護児童の発生を防止する機運の醸成を図ることを目的に、関係機関や一般県民を対象とした研修会を毎年県内2か所で開催している。平成31年度は中央児童相談所と弘前児童相談所が下記のとおり開催している。

表41 子ども虐待要保護児童対策研修会実施状況

児相	実施年月日	研修名	会場	参加者数
中	央 R1.12.5	「施設の子どもたちの自立について考える」	リンクステーションホール 青森(青森市文化会館)4階中会議室	106
弘	前 R1.12.6	「子どもを育む家族の力」～虐待を乗り越える当事者視点の援助～	弘前文化センター大会議室	147

②その他の研修会

むつ児童相談所では、東日本大震災を機に「東日本・家族応援プロジェクトinむつ」(支援者支援セミナーなど)を開催している。

表42 その他の研修会実施状況

実施年月日	研修名	会場	参加者数
R1.8.9～R1.9.1	団 士郎 家族漫画展	むつ市立図書館 展示ホール	期間中自由鑑賞
R1.8.30	支援者支援セミナー	むつ市役所	60
R1.8.30	お父さん応援セミナー	むつ市中央公民館	24
R1.8.31	団 士郎 漫画トーク	むつ市立図書館 あすなろホール	28

2 市町村支援

(1) 市町村子ども家庭相談支援

平成17年4月から市町村が第一義的な児童家庭相談窓口となったことから、市町村職員を対象とした研修の実施や市町村に出向いての巡回支援、相談ケースの対応等に関する技術的助言を行う等、市町村子ども家庭相談に対する支援を行っている。

表43 市町村子ども家庭相談担当者研修会

児 相	管内市町村数	開 催 日 数	開催延時間数	延参加者数
中 央	5	5	7.5	38
八 戸	8	1	5	18
五 所 川 原	6	1	2	13
む つ	5	1	2.5	9

表44 市町村巡回支援実施状況

児 相	管内市町村数	延実施市町村数	概 要
八 戸	8	8	①相談の受理と処理、相談受付台帳、児童記録票、虐待通告受付票等の作成状況、整備、②統計処理方法(福祉行政報告例との整合性)について、③要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳の整備、実務者会議等の開催運営状況等に関する助言。
む つ	5	5	相談受付台帳整備、児童記録票作成、統計処理等に関する助言。要対協、進行管理台帳整備、実務者会議運営方法等に関する助言。

表45 市町村に対する技術的助言の状況

	件数
中 央	32
弘 前	15
八 戸	14
五 所 川 原	23
七 戸	104
む つ	12

(2) 要保護児童対策地域協議会支援

要保護児童等に関し関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として、「要保護児童対策協議会」が児童福祉法により位置づけられている。

協議会の各会議に出席するとともに、会議の運営や協議会における対象ケースの進行・管理等について助言等を行っている。

表46 要保護児童対策地域協議会実施状況

児 相	管内市町村数	設 置 済 市 町 村 数	会 議 出 席 回 数		
			代表者会議	実務者会議	個別ケース検討会議
中 央	5	5	5	15	22
弘 前	8	8	5	12	53
八 戸	8	8	7	33	19
五 所 川 原	6	6	3	8	31
七 戸	8	8	8	42	17
む つ	5	5	4	6	26

3 里親支援

(1) 里親制度普及啓発講演会

里親制度にかかる講演会等の実施により広報活動を行い、新たな里親の開拓に取り組んでいる。(H26年度～県内1児相、1施設持ち回り)

表47 里親制度普及啓発講演会実施状況

機 関 名	内 容	参 加 者 数
中央児童相談所	里親講演会～地域の中で私たちができること	49名

(2) 養育里親研修・養子縁組里親研修

家庭での養育を必要とする児童を受け入れる里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的として、年2回、養育里親・養子縁組の新規登録時に「基礎研修」「登録前研修」、養育里親登録の更新時に「更新研修」を実施している。

表48 養育里親研修・養子縁組里親研修実施状況

研 修 名	会 場	参 加 者 数
＜前期＞ 基礎研修 登録前研修	中央児童相談所・藤聖母園・若葉	29名
	中央児童相談所・藤聖母園	25名・19名
＜後期＞ 基礎研修 登録前研修	八戸児童相談所・あけぼの学園	23名
	八戸児童相談所・美光園・ひまわり乳児院	25名・29名
＜前期＞ 更新研修	中央児童相談所・弘前愛成園	14名・2名
＜後期＞ 更新研修	八戸児童相談所・あけぼの学園・ひまわり乳児院	15名・4名

4 関係機関との連携状況

(1) 各種研修会への講師等の派遣

関係機関との連携強化のため、関係機関が主催する会議や研修会において積極的に講師等を派遣している。

平成31年度の派遣状況は下記のとおりである。

中央児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
単位民生委員児童委員協議会会長研修会	青森市	県内の児童問題の実態と児童委員活動について
東郡民生・児童委員連絡協議会研修会	青森市	児童相談所の概要と児童虐待について
人身安全関連事案対策専科教養	青森市	児童相談所の概要～児童虐待の現状と対応上の留意事項等～
初任者研修（特別支援学校）生徒指導基礎講座	青森市	安全安心な生活を支える児童相談所の機能
児童厚生二級指導員研修会	青森市	児童相談所の概要と児童虐待について
児童養護施設心理療法担当職員研修	青森市	アセスメントと対応について
青森県基幹的職員研修	青森市	子どもの発達と課題
東地方保健所初任期新任期保健師研修	青森市	虐待防止について～保健師と児相の連携～

弘前児童相談所

研修会等名称等	開催地	内容
大鰐町あすなろ母親クラブ研修会	大鰐町	児童虐待と地域住民ができること
インクルーシブ教育システム構築研修	弘前市	児童相談所の機能と役割
第1回新任保健師研修	弘前市	児童相談所の機能と役割
青森県知的障害者相談員研修会	弘前市	児童虐待について
第2回弘前養護教員会研修会	弘前市	児童相談所の機能と役割
ウイメンズヘルスケア能力研修	弘前市	妊娠期からの子どもの虐待予防
ひろさき発達相談研究会	弘前市	子どもの虐待・家庭内暴力・非行と地域連携について
弘前市子育て支援員研修会	弘前市	児童相談の現状
青森基幹的職員研修	青森市	アセスメントに関すること
インクルーシブ教育システム構築研修	弘前市	愛着障害の児童を抱える学校への支援
福村小学校校内研修	弘前市	感情コントロールが苦手な子どもの理解と対応
平川市青少年健全育成市民大会	平川市	児童相談所から見えること

八戸児童相談所

研 修 会 等 名 称 等	開 催 地	内 容
児童福祉司等義務研修	青森市	児童相談所における方針決定の過程
三八地域県民局地域健康福祉部新採用(新任)職員等研修	八戸市	児童相談所の業務と管内の概況
県保育研究大会	青森市	児童虐待について
県知的障害者相談員研修会	南部町	児童虐待について
日本保育協会県支部第4回保育士等キャリアアップ研修会	青森市	児童虐待の予防と対応 他
新採用保健師研修会	八戸市	児童相談の概要
「相談援助演習Ⅰ」講師	八戸市	児童相談所の機能と児童福祉司の業務等
弘前大学教職大学院「教育法規の理論と実践」講師	弘前市	児童相談所長として教育にかかわる法的実践事例等
はまなす医療療育センター職員研修	八戸市	児童虐待の現状と対応について
県立あすなろ療育福祉センター虐待防止対策研修会	青森市	虐待はなぜ起きるのか？不適切なケアとは

五所川原児童相談所

研 修 会 等 名 称 等	開 催 地	内 容
令和元年度五所川原保健所新任保健師等研修	五所川原市	児童相談所の業務と市町村との連携
平成31年度青森県児童福祉司等義務研修	青森市	児童相談所の役割と連携
中里地区民生児童委員協議会	中泊町	児童虐待の現状と関係機関との連携
北五養護教員会研修会	五所川原市	児童虐待の現状と関係機関との連携

七戸児童相談所

研 修 会 等 名 称 等	開 催 地	内 容
東北町保育研究会研修会	東北町	児童虐待における関係機関の役割と対応
児童虐待対応研修会	三沢市	現場での気づきから関係機関の役割と連携について

むつ児童相談所

研 修 会 等 名 称 等	開 催 地	内 容
はまゆり学園職員基礎研修	むつ市	児童相談所の業務について 他

(2)実習生、見学者の受け入れ

関係機関の職員や福祉を学ぶ学生を積極的に受け入れ、見学者への案内や実習指導、研究事業への協力等を行っている。

平成31年度の受け入れ状況は下記のとおりである。

中央児童相談所

実 習 等 名 称 等	参加人員	内 容
児童相談所見学会（児童福祉週間関連）	2日間 計78人	児童相談所の概要説明、施設見学（一時保護所も含む）
西つがる北五地域中学校生徒指導連絡協議会第1回研修会	17人	児童相談所の概要説明、施設見学（一時保護所も含む）
社会福祉基礎実習Ⅱ（青森県立保健大学）	5日間3人	講義（児童相談所の業務）、所内見学（一時保護所も含む）、施設見学等
青森家庭裁判所修習	3人	児童相談所の概要説明、施設見学（一時保護所も含む）
芙蓉会病院思春期チーム施設見学	5人	児童相談所の概要説明、施設見学（一時保護所も含む）
公安委員長及び公安委員外視察	12人	児童相談所の役割と児童虐待について、施設見学（一時保護所も含む）

弘前児童相談所

実 習 等 名 称 等	参加人員	内 容
青森県立弘前高等学校 課題研究に伴う生徒訪問	4	児童虐待の防止と対策について
黒石市民生委員児童委員協議会児童福祉部会視察研修	8	児童虐待の現状と課題、母親への対応

八戸児童相談所

実 習 等 名 称 等	参加人員	内 容
地域保健展開（保健所）実習	3	児童相談所の業務について
医師臨床研修	1	児童相談所の概要
医師臨床研修	1	児童相談所の概要

むつ児童相談所

実 習 等 名 称 等	参加人員	内 容
地域保健展開実習（青森県立保健大学看護学科）	6	児童相談所の機能と役割について
公衆衛生看護学実習Ⅰ（八戸学院大学看護学科）	6	児童相談所の機能と役割について

児 童 相 談（平成 31 年度（令和元年度）実績）

編 集 東青地域県民局地域健康福祉部 こども相談総室
（青森県中央児童相談所）

〒038-0003 青森市大字石江字江渡 5-1

TEL (017) 781-9744 FAX (017) 781-4175

発 行 令和 2 年 10 月
